

(公表用)

安保法制違憲国家賠償請求訴訟・宮崎

訴 状

訴 状

2017（平成29）年3月29日

宮崎地方裁判所 御中

原告の表示 別紙原告目録記載のとおり（225名）

原告訴訟代理人の表示 別紙原告代理人目録記載のとおり（26名）

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被告国

上記代表者 法務大臣 金田 勝年

安保関連法違憲国家賠償請求事件

訴訟物の価額 金2250万円（10万円×225名）

貼用印紙額 金 8万9000円

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 後 藤 好 成

弁 護 士 前 田 裕 司

（但し，原告前田裕司を除く）

弁 護 士 松 田 幸 子

弁 護 士 山 田 秀 一

弁 護 士 江 原 健 太

他21名

(送達場所) 〒880-0872 宮崎市永楽町 182-6

弁護士法人えいらく法律事務所

電話 0985 (23) 1355

Fax 0985 (23) 1356

目次

第1	はじめに—本訴訟を提起した原告らの思い.....	12
1	310万人という未曾有の犠牲を生んだ太平洋戦争.....	12
2	二度と戦争をしないという誓いの下に憲法に刻まれた戦争放棄条項.....	13
3	この70年間一度も戦争に加わらなかった世界に誇るべき平和の歴史.....	13
4	集団的自衛権を合憲と強弁して新安保法制法案の成立を強行した安倍内閣.....	14
5	他国間の戦争への参加を認める新安保法制法が憲法違反であること.....	14
第2	原告らの主張の概要.....	15
1	新安保法制法の違憲性.....	15
(1)	新安保法制法制定の経過.....	15
(2)	新安保法制法の中心的内容.....	16
(3)	新安保法制法の制定行為の違憲性.....	16
2	原告らの権利侵害.....	17
(1)	原告らの権利.....	17
(2)	権利侵害の内容.....	17
第3	新安保法制法の違憲性.....	18
1	新安保法制法制定の経緯.....	18
(1)	26・7閣議決定の内容.....	18
(2)	27・5閣議決定の内容.....	19
(3)	衆議院・参議院での可決.....	20

2	集団的自衛権の違憲性.....	20
(1)	新安保法制法が容認した集団的自衛権の内容.....	20
(2)	憲法9条で集団的自衛権行使は禁止されていること.....	20
ア	憲法9条解釈についての基本的学説.....	20
イ	従来の日本政府の一貫した見解.....	21
(3)	閣議決定と新安保法制法による集団的自衛権行使の容認.....	22
(4)	集団的自衛権行使容認の違憲性.....	23
ア	はじめに.....	23
イ	新3要件が客観的限定性を欠くこと.....	23
ウ	特定秘密保護法による検証の困難性.....	24
エ	立憲主義にも違反していること.....	25
オ	政府が依拠する砂川事件判決について.....	26
カ	小括.....	26
3	後方支援活動等の実施の違憲性.....	27
(1)	後方支援活動等の軍事色強化.....	27
(2)	後方支援活動等と「武力の行使」.....	28
ア	後方支援活動等の憲法上の問題.....	28
イ	名古屋高裁判決.....	28
ウ	従来の政府解釈.....	29
エ	問題のあった従来の政府解釈を更に緩めたこと.....	30
(3)	後方支援活動等の違憲性.....	31
4	改正PKO法に基づく自衛隊派遣の違憲性.....	31
(1)	PKO法とPKO参加5原則.....	31
(2)	変質する国連PKOと自衛隊の参加の拡大.....	32
(3)	PKOとは異質な「国際連携平和安全活動」の追加.....	34
(4)	治安維持活動・駆けつけ警護の追加.....	35

(5) 武器使用基準の緩和.....	36
(6) 改正PKO法に基づく自衛隊派遣の違憲性.....	36
(7) 南スーダンPKOへの自衛隊派遣で現実化した危険性.....	37
ア 南スーダンの現状.....	37
イ 現地自衛隊員から報告されている「戦闘」.....	38
ウ 小括.....	39
第4 新安保法制法の違憲性とその制定に係る内閣及び国会の行為の違法性.....	39
第5 新安保法制法の制定に係る行為による原告らの権利侵害.....	39
1 集団的自衛権の行使等によってもたらされる惨禍.....	39
(1) 集団的自衛権の行使による他国からの攻撃の惹起.....	39
(2) 有事法制の適用状況.....	40
(3) 後方支援活動等やPKO活動等への参加により引き起こされる攻撃やテロ.....	40
2 各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等.....	41
(1) はじめに.....	41
(2) 重要影響事態及び国際平和対処事態.....	41
(3) 存立危機事態.....	42
(4) 武力攻撃予測事態.....	42
(5) 武力攻撃事態.....	43
3 宮崎県民特有の危険性.....	44
(1) はじめに.....	44
(2) 新田原基地があることによる危険性.....	45
ア 新田原基地の状況.....	45
イ 新田原基地の戦力と活動.....	45
ウ 訓練飛行での事故.....	45
エ 新田原基地があることによる県民の権利侵害の危険.....	46
(3) えびのVLF基地.....	46

ア	えびのV L F基地について.....	46
イ	えびのV L F基地があることによる県民の権利侵害の危険.....	46
4	原告らの権利, 利益の侵害 (概論)	47
(1)	平和的生存権の侵害.....	47
ア	平和的生存権の具体的権利性	47
イ	憲法9条の改変による戦争の危機.....	48
ウ	平和的生存権の侵害.....	48
(2)	人格権侵害.....	49
ア	人格権ないし幸福追求権の内容.....	49
イ	人格権の侵害.....	50
(3)	憲法改正・決定権侵害.....	51
ア	憲法改正・決定権の存在.....	51
イ	憲法改正・決定権侵害	52
5	原告らの権利, 利益の侵害 (詳論)	53
(1)	宮崎県民の平和への強い願い.....	53
(2)	原告らの様々な立場	54
(一)	原告 ●● ●●●	54
ア	はじめに.....	54
イ	民間人の伯父の「戦死」	54
ウ	長年の教員としての経験から	56
エ	新安保法制法による恐怖と絶望感.....	58
(二)	原告 ●● ●	58
ア	原告●●● (以下「原告●●」という) と東京大空襲.....	58
イ	集団疎開	60
ウ	終戦後の生活.....	63
エ	精神の根っこ	63

オ	原告●●と新安保法制法.....	65
カ	原告●●の願い—たとえ誰であっても・・・.....	66
(三)	原告 ●● ● ●.....	66
ア	生き立ちと戦争体験.....	66
イ	戦後の辛い生活.....	67
ウ	父母と別れて.....	67
エ	仏教者として.....	68
(四)	原告 ●● ● ●.....	68
ア	生き立ちと被爆体験.....	69
イ	宮崎への帰郷と戦後の生活.....	70
ウ	被爆体験者として—二度と同じ苦しみを誰にも与えてはならない.....	70
(五)	原告 ●● ● ●.....	71
ア	教育者として.....	71
イ	自衛隊に行った教え子への想い.....	73
ウ	新田原基地周辺の住民として.....	74
オ	裁判所に向けて.....	76
(六)	原告 ●● ●●●.....	76
ア	長崎での被爆.....	77
イ	一家での帰郷と戦後の生活.....	78
ウ	被爆者として—二度と戦争を繰り返してはならない.....	78
(七)	原告 ●● ● ●.....	78
ア	生き立ち～小学生まで（中国との戦争）.....	78
イ	中学生の頃— ロシア，モンゴルとの戦争.....	79
ウ	江田島海軍兵学校で経験した広島原爆.....	80
エ	戦争に対する根本的疑問と日本国憲法公布.....	81
オ	新安保法制法への怒りと苦しみ.....	82

(八) 原告 ●● ● ●	82
ア 生い立ちと戦争体験	82
イ 米軍機から直接狙われて	83
ウ 戦後の苦しい生活	83
エ 伯父から聞いた戦場での悲惨な体験など	84
オ 新安保法制法と悪夢の再来	84
(九) 原告 ●● ●	85
ア 生い立ちと宮崎市空襲の記憶	85
イ 父の原爆投下直後の広島での被爆	85
ウ 戦争の記憶と将来世代への思い	86
(一〇) 原告 ●● ●●	87
ア 旧満州からの引き揚げ体験	87
イ 引き揚げ時の結核感染と健康不安	88
ウ 平和が人生のテーマー引き裂かれる思い	89
(一一) 原告 ●● ●●●	90
ア 自衛官の家族として	90
イ 三男のいじめ自死の経験から	90
ウ 改めて生命の重みと平和憲法の大切さをかみしめて	92
エ 国の誤りは正さなければならない	93
(一二) 原告 ●● ● ●	95
ア 生い立ちと戦争体験	95
イ 新安保法制法による科学研究者としての苦悩	96
(一三) 原告 ●● ● ●	98
ア 生い立ちと父母の戦争体験	98
イ 街で目撃した戦争の傷跡	99
ウ 出会った教師達の平和への願い	100

エ	高校時代の反戦運動と平和の大切さの実感	100
オ	弁護士として，刑事弁護人として	101
カ	新安保法制による弁護士としての苦しみ	102
(一四)	原告 ● ● ●	102
ア	生い立ちなど	103
イ	幼い子をおそった戦争の傷跡：2度と戦争をしてはならない	103
ウ	屈託のない孫の未来を思って	104
エ	新安保法制により，とてつもない不安と，耐え難い苦痛を受けている	105
(一五)	原告 ●● ● ●	106
ア	生い立ちや経歴など	106
イ	母親として	106
ウ	歌人として	108
エ	日本人として，東日本大震災被災者として	111
オ	人間として，キリスト教信者として	114
第6	原告らの損害	115
第7	公務員の故意・過失及び因果関係	115
1	公務員の故意・過失	115
2	加害行為と損害との因果関係	116

【法律の題名の略称】

(以下、特記するもの以外は第189回国会での改正後の題名)

略称	正式名称
平和安全法制整備法	我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律
武力攻撃事態対処法（改正前）	武力攻撃事態法における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
周辺事態法（改正前）	周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
重要影響事態法	重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
国際平和支援法	国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律
国連平和維持活動協力法 PKO 法	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

特定秘密保護法	特定秘密の保護に関する法律
テロ特措法	平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議に基づく人道的措置に関する特別措置法
イラク特措法	イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法

【請求の趣旨】

- 1 被告は、原告らそれぞれに対し、各金10万円及びこれに対する平成27年9月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに第1項につき仮執行の宣言を求める。

【請求の原因】

第1 はじめに一本訴訟を提起した原告らの思い

1 310万人という未曾有の犠牲を生んだ太平洋戦争

2011年3月11日、東北地方で発生した東北沖地震は東北の海岸地帯を中心に戦後未曾有の大災害をもたらした。海岸周辺の市町村は何千という建物が土台を残して跡形もなく損壊し、市町村全体が壊滅状態となったのである。この災害で死亡・行方不明となった犠牲者は2万人をこえるといわれる。多くの国民がその被害と犠牲に深く心を痛み、二度とこのような災害をくり返さないようにと強く心に願ったのはまだ記憶に新しいところである。

しかし、1945年に太平洋戦争が終息した時の被害、犠牲はその規模といい内容といい、東北大震災とは全くけたが違うものであった。大空襲のあった東京、原爆の投下された広島、長崎をはじめ日本の主要都市を含む全国の市や町が焦土と化していたのである。

第二次世界大戦で犠牲になった犠牲者は日本国内で310万人、日本が日本軍として侵略戦争を行ってきたアジアの国々では2100万人に上るといわれている。

しかも東北の大災害と決定的に異なるのは、それが人による人に対する

国家をあげての殺戮・破壊行為によって生ぜしめられたということである。

2 二度と戦争をしないという誓いの下に憲法に刻まれた戦争放棄条項

この残酷きわまる悲惨な戦争が終った時、焦土の中で生き残った人々の誰も思ったことは、戦争で問題を解決しようとしたことの愚かさへの限りない反省と悔恨であり、どんなことがあっても二度と戦争に手をそめることはしないという固い決意であった。

戦争を永久に放棄するという当時世界にも例をみない憲法第9条の平和条項は、このような歴史的背景の中での国民の共通の誓いとして新憲法の中にしっかり刻みこまれたのである。

憲法制定をひかえた1946年5月に毎日新聞が実施した「憲法草案の戦争放棄条項についての世論調査」によると、全回答者2000人のうちの実に約7割にあたる1395人が、戦争放棄条項が必要と答えている。憲法の戦争の永久放棄は当時の国民の血のにじむような願いであったといえよう。

3 この70年間一度も戦争に加わらなかった世界に誇るべき平和の歴史

戦争の永久放棄を憲法に明記した日本国民の不戦の誓いは、その後の約70年間世代をこえて今日まで脈々として受け継がれ、常に多数の国民の支持を受け続けてきたのである。

この憲法第9条は歴代の政府の解釈としても日本が攻撃を受けたような場合の自衛のための戦争はともかくも、そのような自衛のためとはいえない戦争は憲法によって固く禁じられているとして、日本が海外での他国間の戦争に参加、加担することは一切認められてこなかった。

このような憲法第9条の存在により、憲法が制定された以降、我国は外国との戦争をしたことも加わったこともなく、従って戦争で他国の人を殺

したことも他国の人から殺されたこともないという状態がすでに70年以上も続いているという世界に誇るべき平和の歴史を築いてきたのである。

4 集団的自衛権を合憲と強弁して新安保法制法案の成立を強行した安倍内閣

ところが、2014年7月、安倍内閣は、日本の同盟国が他国から攻撃を受けた場合に、日本が同盟国を守るために他国に対して武力を行使することは自衛のための措置として憲法上許される、即ち憲法上集団的自衛権の行使も認められるというそれまでどの歴代内閣も認めたことがなかった独自の「憲法解釈」を打ち出した。そしてこのような一方的憲法解釈を前提に、2015年9月、集団的自衛権の行使を可能にする新安保法制法の立法を強行したのである。

しかし、同盟国が他国から攻撃されれば、日本が攻撃されなくとも他国に対する武力行使—戦争ができるという考え方は、同盟国の動向いかんにより他国間の戦争に日本が巻き込まれてしまうという高い危険性を常にはらむものであり、戦争の永久放棄を宣し、国際紛争解決手段としての戦争と武力の行使を厳に禁じてきた憲法第9条に明らかに違反するものである。

このように、集団的自衛権の行使を容認する新安保法制が憲法第9条と相容れない違憲な法制であることは、我国の9割をこえる憲法学者をはじめ、元内閣法制局長官、元最高裁判官等我国の憲法解釈の権威ともいべき名だたる専門家がことごとくこれを違憲とし、安部内閣の誤った憲法解釈と強引な立法手法に警鐘を鳴らしたことは記憶に新しい。

5 他国間の戦争への参加を認める新安保法制法が憲法違反であること

戦前のかつての日本のように、新安保法制により自衛隊が日本の軍隊として殺傷兵器を手に海外に出かけて他国の戦争に参加し、アジアの、ある

いは世界のどこかの人々を殺傷し殺傷されるという危険な時代に踏み出すことを認めるわけにはいかない。

このような新安保法制法は明らかな憲法違反の法制として無効であり、すみやかに廃止されねばならない。憲法第99条は国会議員とともに裁判官にも憲法尊重擁護義務を負わせている。日本の立法府が憲法第9条の解釈を誤って、このような違憲な法制を立法した場合、その違憲であることを宣して、立法府に対しすみやかにその廃止を促すのが司法府たる裁判所に与えられた役割というべきであろう。

我々は裁判所が本訴訟について十分審理を尽くされ、憲法擁護の観点から適正・公正な判決をなされ、司法府としての本来の役割を十分に果されることを切に求めるものである。

第2 原告らの主張の概要

1 新安保法制法の違憲性

(1) 新安保法制法制定の経過

平成27年9月19日、第189回国会の参議院本会議において、いわゆる新安保法制法案(自衛隊法をはじめとする10本の法律の改正法案である平和安全法制整備法案及び新法制定法案である国際平和支援法案、本訴状においてはこれらの法案を総称して「新安保法制法案」と、可決成立したこれらの法律を総称して「新安保法制法」と、新安保法制法に基づく法体制を「新安保法制」という)が採決され、賛成多数で可決成立したとされた。

そして、これらの法律は、平成28年3月29日に施行された。

新安保法制法案の基本的な内容は、平成26年7月1日の閣議決定である「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(以下「26・7閣議決定」という)に基づくものであり、内閣は、平成27年5月14日、26・7閣議決定の趣旨に沿って、新安保法制法案

を閣議決定（以下「27・5閣議決定」という）した。

(2) 新安保法制法の中心的内容

新安保法制法の中心的内容は、政府が従来一貫して、憲法9条の下では許されないとしてきた集団的自衛権の行使を容認したことに加え、米軍等他国軍への自衛隊による兵站支援の範囲を拡大し、自衛隊のPKO参加の範囲を拡大し、可能な武器使用の範囲を拡大して、憲法9条が禁じる「武力の行使」に至る行動を容認したところにある。

すなわち、新安保法制法は、集団的自衛権の行使として「存立危機事態」における自衛隊の防衛出動を容認し、また、これまで武力を行使する他国に対する支援活動を「非戦闘地域」等に限る等としてきた限定を大きく緩和し、「現に戦闘行為が行われている現場」以外の場所であれば、世界中で、弾薬の提供まで含む兵站活動を「後方支援活動」ないし「協力支援活動」として広く容認した。さらに国連PKOに参加する自衛隊の活動範囲を拡大し、PKOとは異質な「国際連携平和安全活動」を追加して国連が統括しない多国籍軍の活動への参加に道をひらいた上、「治安維持活動」「駆け付け警護」等の活動を加え、これらの任務遂行のため武器使用基準を緩和した。

(3) 新安保法制法の制定行為の違憲性

しかし、このような新安保法制法によって容認される自衛隊の活動は、戦争を放棄し、戦力の保持を禁止し、交戦権を否認した憲法9条に明らかに違反するものである。

したがって、成立したとされる新安保法制法は、憲法9条の平和主義条項に違反して無効である。

また、このように内閣及び国会が、憲法改正の手続をとることなく、恣意

的な憲法解釈の変更を行い、閣議決定をし、法律を制定して、憲法の条項を否定することは、憲法尊重擁護義務に違反し、憲法改正手続をも潜脱するものとして、立憲主義の根本理念を踏みにじるものであり、同時に国民主権の基本原理にも背くもので、違憲・違法である。

2 原告らの権利侵害

(1) 原告らの権利

原告らは、これまで、日本国憲法の下で平和的生存権を含む基本的人権を享受し、またその保持のために不断の努力を重ねてきた日本国憲法の下で生きる国民であり、市民である。そして、平和のうちに生存する権利が原告らの人格の核心部分を構成している。

また、原告らは、国民投票権の保障に現れている、原告ら国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定する根源的な権利（本書面では「憲法改正・決定権」という。）を有している。

(2) 権利侵害の内容

原告らの職業、年齢、性別は種々であるが、ある者は宮崎県内にある新田原基地の近くに居住し、戦時ないし準戦時体制になれば相手国からの武力攻撃の対象になる者である。ある者はいざ戦争となった場合に、青年として自ら戦場に駆り出される蓋然性が高い者やその家族等である。

そして、原告らは、すべて、新安保法制法が実施・運用された場合に何らかの権利制限を受け、権利侵害を受ける者である。

新安保法制法の制定に係る内閣（その構成員である各国務大臣）による26・7閣議決定、27・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会（その構成員である国会議員）による同法案の可決、制定は、①憲法前文及び9条の下で、戦争や武力の行使をせず、戦争により被害も加害もない日本に生

存することなどを内容とする，原告らの平和のうちに生存する権利（平和的生存権）を侵害する。②また，日本が外国の戦争に加担することによって，国土が他国からの反撃やテロリズムの対象となり，あるいは外国での人道的活動・経済的活動等を危険に晒すなど，生命・身体の安全を含む人格権を侵害する。③そして，憲法改正の経路を経ることなく憲法違反の法律によって憲法の規定を実質的に改変してしまった今回の新安保法制法制定の過程と手続は，憲法改正・決定権を侵害するものである。

第3 新安保法制法の違憲性

1 新安保法制法制定の経緯

(1) 26・7閣議決定の内容

内閣は，前記のとおり，平成26年7月1日，26・7閣議決定を行った。同閣議決定は，「我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに，更に変化し続け，我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している」「脅威が世界のどの地域において発生しても，我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている」などとの情勢認識に基づき，「いかなる事態においても国民の命と暮らしを断固として守り抜くとともに，国際協調主義に基づく，『積極的平和主義』の下，国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには，切れ目のない対応を可能とする国内法制の整備をしなければならない」として，次のような法整備等の方針を示した。

- ①「武力攻撃に至らない侵害への対処」として，警察機関と自衛隊との協力による対応体制の整備，治安出動や海上警備行動の下令手続の迅速化の措置，自衛隊による米軍の武器等防護の法整備等を行う。
- ②「国際社会の平和と安定への一層の貢献」として，（1）後方支援について，他国軍隊の「武力の行使との一体化」論自体は前提としつつ，従

来の「後方地域」や「非戦闘地域」に自衛隊の活動する範囲を一律に区切る枠組みではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」でない場所でならば支援活動を実施できるようにする、(2) PKOなどの国際的な平和支援活動について、駆け付け警護や治安維持の任務を遂行するための武器使用、邦人救出のための武器使用を認める。

- ③「憲法第9条の下で許容される自衛の措置」として、後に新安保法制法において、存立危機事態における防衛出動として位置づけられる集団的自衛権の行使を、憲法上許容される自衛のための措置として容認する。

(2) 27・5閣議決定の内容

政府は、その後、平成27年4月27日、アメリカ合衆国との間で、新安保法制法案の内容に則した新たな「日米協力のための指針」(新ガイドライン)を合意した上、内閣は、前記のとおり、5月14日、新安保法制法案の閣議決定(27・5閣議決定)を行った。閣議決定されたこの法案は、自衛隊法・事態対処法・周辺事態法・国連平和維持活動協力法等10件の法律を改正する平和安全法制整備法案と、従来のようなテロ特措法・イラク特措法等の特別立法なしに臨時自衛隊を海外に派遣して外国軍隊を支援できるようにする一般法としての新規立法である国際平和支援法案の、2つの法案によって構成されている。そして政府は、翌5月15日、同法案を衆議院に提出した。

法案の内容は、基本的に26・7閣議決定に基づくものとなっているが、それを超えた部分もあり、重要な点として、例えば、後方支援について、従来の「周辺事態」を「重要影響事態」に広げて地理的限定なく自衛隊を派遣できるようにし、また、特別立法なしに世界中で生ずる「国際平和共同対処事態」にいつでも自衛隊を派遣できるようにし、さらにこれらの後方支援の内容として他国軍隊に対する弾薬の提供や戦闘作戦

行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を可能とした。また、国連平和維持活動協力法においても、国連が統括しない「国際連携平和安全活動」にも自衛隊が参加できるようにしたなどの点も挙げられる。

(3) 衆議院・参議院での可決

新安保法制法案は、衆議院で同年7月16日に可決され、参議院で同年9月19日に可決されて、同月30日公布され、平成28年3月29日施行された。

2 集団的自衛権の違憲性

(1) 新安保法制法が容認した集団的自衛権の内容

新安保法制法は、自衛隊法及び武力攻撃事態対処法を改正して、これまでの武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。）の概念に加えて、存立危機事態という概念を作り出し、自衛隊が、個別的自衛権のみならず、集団的自衛権を行使することを可能とした。

すなわち、改正後の事態対処法2条4号において、存立危機事由は「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と定義され、自衛隊法76条1項2号は、防衛出動の一環として、存立危機事態における自衛隊の全部又は一部の出動を規定した。そして防衛出動をした自衛隊は、「必要な武力の行使をすることができる」（同法88条1項）ことになる。

(2) 憲法9条で集団的自衛権行使は禁止されていること

ア 憲法9条解釈についての基本的学説

憲法9条の解釈については、A：自衛のための戦争を含めてあらゆる

武力行使を放棄して非武装の恒久平和主義を定めたものであるという解釈から、B：自衛のための必要最小限度の実力の保持は憲法も許容しているとの解釈、さらには、C：否定されるのは日本が当事者となつてする侵略戦争のみであつて集団的自衛権の行使も許されるとする解釈まで、様々な立場がある。

イ 従来の日本政府の一貫した見解

日本政府は、これまで、日本国憲法も独立国が当然に保有する自衛権を否定するものではなく、自衛のための必要最小限度の実力組織である自衛隊は憲法9条2項の「戦力」には当たらないとする一方で、その自衛権の発動は、①日本に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきことの3つの要件（自衛権発動の3要件）を満たすことが必要であるとの解釈を定着させてきた。

政府は、自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利としての集団的自衛権の行使は、上記自衛権発動の3要件、特に①の要件に反し、憲法上許されないと解してきた。また、政府は、③の要件の自衛権における実力行使の「必要最小限度」については、それが外部からの武力攻撃を日本の領域から排除することを目的とすることから、日本の領域内での行使を中心とし、必要な限度において日本の周辺の公海・公空における対処も許されるが、反面、武力行使の目的をもって自衛隊を他国の領土・領海・領空に派遣する、いわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであつて、憲法上許されないとしてきた。

すなわち、政府は、自衛隊による実力の行使は、日本の領域への侵害の排除に限定して初めて憲法9条の下でも許され、その限りで自衛隊は「戦力」に該当せず、「交戦権」を行使するものでもないと解してきたが、それ故にまた、他国に対する武力攻撃を実力で阻止するものとしての集団的自衛権の行使は、これを越えるものとして憲法9条に反して許されないとしてきた。

この海外派兵の禁止、集団的自衛権の行使の禁止という解釈は、昭和29年の自衛隊創設以来積み上げられてきた、一貫した政府の憲法9条解釈の基本原則であり、内閣法制局及び歴代の総理大臣の国会答弁や政府答弁書等において繰り返して表明されてきた。それは、憲法9条の確立された政府の解釈として規範性を有するものとなり、これに基づいて憲法9条の平和主義の現実的枠組みが形成され、「平和国家日本」の基本的あり方が形作られてきた。

(3) 閣議決定と新安保法制法による集団的自衛権行使の容認

ところが、政府は、平成26年7月1日、昭和29年以来一貫して維持してきた憲法9条の解釈を覆し、集団的自衛権の行使を容認することなどを内容とする閣議決定（26・7閣議決定）を行い、これを実施するための法律を制定するものとした。

すなわち、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力の行使をすること」は、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許されるとし、この武力の行使は、国際法上は

集団的自衛権が根拠となる場合があるが、憲法上はあくまでも「自衛の措置」として許容されるものである、とした（上記①②③は引用者が挿入。これが「新3要件」といわれるもの。以下、①を「第1要件」、②を「第2要件」、③を「第3要件」という）。

そして、新安保法制法による改正自衛隊法76条1項及び事態対処法2条4号等に、上記新3要件に基づく「防衛出動」との位置づけにより、この集団的自衛権の行使の内容、手続が定められるに至った。

(4) 集団的自衛権行使容認の違憲性

ア はじめに

しかし、この集団的自衛権の行使の容認は、いかに「自衛のための措置」と説明されようとも、政府の憲法解釈として定着し、現実的規範となってきた憲法9条の解釈の核心部分、すなわち、自衛権の発動は日本に対する直接の武力攻撃が発生した場合にのみ、これを日本の領域から排除するための必要最小限度の実力の行使に限って許されるとの解釈を真っ向から否定するものである。

集団的自衛権は、他国に対する武力攻撃が発生した場合に自衛隊が海外にまで出動して戦争をすることを認めることであり、その場合に自衛隊は「戦力」であることを否定し得ず、交戦権の否認にも接触することとなる。

イ 新3要件が客観的限定性を欠くこと

まず、「他国に対する武力攻撃」に対して日本が武力をもって反撃するということは、法理上、これまで基本的に日本周辺に限られていた武力の行使の地理的限定がなくなり、外国の領域における武力の行使、すなわち海外派兵を否定する根拠もなくなることを意味する。

第1要件についていえば、「我が国に対する武力攻撃」の存否は事実とし

て明確であるのに対し、他国に対する武力攻撃が「我が国の存立を脅かす」かどうか、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利を覆す」かどうかは、評価の問題であるから、極めてあいまいであり、客観的限定性を欠いている。

「密接な関係」「根底から覆す」「明白な危険」なども全て評価概念であり、その該当性は判断する者の評価によって左右されることとなる。そして法案審議における政府の国会答弁によれば、該当性判断は、結局のところ政府が「総合的に判断」というのであるから、客観的限定性を欠いていることは明らかである。例えば、国会審議を含めて政府から繰り返し強調されたホルムズ海峡に敷設された機雷掃海についてみれば、第1要件のいう「我が国の存立が脅かされ、国民の生命等が根底から脅かされる」のは、経済的影響でも足りるのか、日本が有する半年分の石油の備蓄が何か月分減少したら該当するのか、そのときの国際情勢や他国の動きをどう評価・予測するのかなどの判断のしかたに左右されることとなる。

第2要件及び第3要件は、表現はこれまでの自衛権発動の3要件と類似しているものの、前提となる第1要件があいまいになれば、第2要件、第3要件も必然的にあいまいなものになってしまう。例えば、前記ホルムズ海峡の例で見れば、第2要件の「他の適当な手段」として、これらに関する外交交渉による打開の可能性、他の輸入ルートや代替エネルギーの確保の可能性などの判断も客観的基準は考えにくく、さらに第3要件の「必要最小限度」も第1要件・第2要件の判断に左右されて、派遣する自衛隊の規模、派遣期間、他国との活動分担などの限度にも客観的基準を見出すことは困難となる。

ウ 特定秘密保護法による検証の困難性

以上に加えて、平成25年12月に制定された特定秘密保護法により、防衛、外交、スパイ、テロリズム等の安全保障に関する情報が、政府の判断に

よって国民に対して秘匿された場合、国民は、「外国に対する武力攻撃」の有無・内容、その日本及び国民への影響、その切迫性等を判断する偏りのない十分な資料を得ることすらできず、政府の「総合的判断」の是非をチェックすることすらできない。

エ 立憲主義にも違反していること

日本国憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」（前文）として、立憲主義に基づく平和主義を明らかにし、基本的人権の不可侵性を規定するとともに（97条）、憲法の最高法規性を規定して（98条1項）、国務大臣・国会議員等に憲法尊重擁護義務を課している（99条）。日本国憲法の立憲主義は、国家権力に憲法を遵守させて縛りをかけ、平和の中でこそ保障される国民・市民の権利・自由を確保しようとするもので、憲法のコア部分である。25・6閣議決定、27・5閣議決定及び新安保法制法の制定によって集団的自衛権の行使を認めることは、これを禁止した規範として確立していた憲法9条の内容を、行政権の憲法解釈及び国会による法律の制定によって改変するものであり、これはまさに、この立憲主義の根本理念を踏みにじるものという他ない。

そもそも、このような憲法の条項の実質的改変は、本来、憲法96条に定める改正手続によらなければならないことであり、よらなければいけないことである。同条は、憲法の改正には、各議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と国民投票による過半数の賛成を要求し、時の政府が自ら自身への縛りを緩めることがないよう、慎重な改正手続を求め、憲法制定権力に由来する主権者たる国民の意思に、その最終的な決定を委ねた。閣議決定と法律の制定によって憲法9条の内容を改変することは、憲法96条の改正手続を潜脱することであり、立憲主義を踏みにじり、憲法制定

権力に由来する主権者たる国民の、憲法改正に関する決定権を侵害することに他ならない。

オ 政府が依拠する砂川事件判決について

集団的自衛権の行使が憲法上許容されるものであることについての根拠を示すことが困難な中、政府与党からは、最高裁昭和34年12月16日大法廷判決（刑集13巻13号3225頁，砂川事件判決）が「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない」と述べていることをもって、この必要な自衛の措置をとることの中には、集団的自衛権も含まれるとして合憲性の主張の根拠とするようになった。

しかし、同事件においては、集団的自衛権の憲法適合性はまったく争点になっておらず、最高裁の上記判示部分は、日本に対する直接の武力行使があった場合の当然の「国家固有の機能」としての自衛の権利について述べたものであることは文脈上も明らかである。

政府が、60年近く前のアメリカ軍基地の駐留が合憲か否かの判決の、しかも傍論部分の片言隻句をもって今回の新安保法制法正当化の論理の根拠として利用せざるを得ないところに、合憲論の根拠の弱さが明確に表れている。

カ 小括

以上の通り、新安保法制法に基づく集団的自衛権の行使容認は、これまで政府自らが確立してきた憲法9条の規範内容を否定するものであるとともに、その行使の3要件が客観的限定性を持たず、極めてあいまいであるため、時の政府の判断によって、日本が、他国のために、他国とともに、地理的な

限定なく世界中で武力を行使することを可能にするものとして、憲法9条の規定に真っ向から違反するものであるとともに、立憲主義にも違反するものである。

3 後方支援活動等の実施の違憲性

(1) 後方支援活動等の軍事色強化

新安保法制法は、重要影響事態法及び国際平和支援法において、その主要な活動として、合衆国軍隊等に対する後方支援活動及び諸外国の軍隊等に対する協力支援活動を規定し、(以下、「後方支援活動」と「協力支援活動」を合わせて「後方支援活動等」という。)、地球上どこでも、また、米軍に対してだけでなくその他の外国の軍隊に対しても、後方支援活動等を行うことを可能とした。

すなわち、まず、従来の周辺事態法を重要影響事態法へと改正し、これまで、「周辺事態」すなわち「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」に対処する法律だったのを、この定義規定の文言から「我が国周辺の地域における」という限定を外して「重要影響事態」と称し、支援の対象も米軍以外の外国軍隊にも広げて、「後方支援活動」「搜索救助活動」として、武力行使等をする米軍等への後方支援活動等の対応措置をとれることとした。

また、これまではアフガニスタン戦争、イラク戦争に際して、テロ特措法、イラク特措法等という特別立法をそのつど行い、外国軍隊への協力支援等を行っていたのを、「国際平和共同対処事態」すなわち「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」に対し、い

つでも、地理的限定なく自衛隊を後方支援等のために派遣でき、「協力支援活動」「捜索救助活動」として、武力行使等をする外国軍隊への協力支援等の対応措置をとれることとした。

これら「後方支援活動」及び「協力支援活動」の内容はほぼ同じであり、自衛隊に属する水・食糧・機器等の物品の提供及び自衛隊の部隊等による輸送・修理・医療等の役務の提供を主な内容とするが、今回、従来の周辺事態法やテロ特措法等の内容を拡大し、これまで禁止されていた弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機の給油・整備等、外国の武力の行使に直結する、より軍事色の強いものが加えられた。

(2) 後方支援活動等と「武力の行使」

ア 後方支援活動等の憲法上の問題

ここで後方支援活動等とされるものは、外国の軍隊に対する物品及び役務の提供であって、一般に「兵站」と呼ばれているものである。

自衛隊の後方支援活動等において問題となるのは、これらが憲法の禁ずる「武力の行使」に当たらないかという点である。すなわち、直接戦闘行為に加わらなくても、また、自衛隊の活動自体が武力行使に当たらないとしても、他国の武力行使と一体になることによって、憲法9条が禁止する「武力の行使」と評価されるのではないかという問題である。

イ 名古屋高裁判決

名古屋高裁平成20年4月17日判決（判例タイムズ1313号137頁－自衛隊のイラク派遣差止訴訟）は、イラクにおいて航空自衛隊が多国籍軍の武装兵員を空輸した行為につき、「他国による武力行使と一体化した行為であって、自らも武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動であるということが出来る」と判示した。後方支援活動等は、それ自体は

戦闘行為そのものではないとしても、相手国から見れば一体として武力を行使しているものとして攻撃の対象となり得るものであり、法的にも武力の行使と評価され得るものである。

ウ 従来の政府解釈

従来の政府解釈では、このような一体化論を前提として（つまり、後方支援活動等が法的に武力行使とみられることがあることを前提にして）、他国軍隊の武力行使と「一体化」しなければ憲法上の問題を生じないとの解釈が行われてきた。

具体的には、まず平成2年の湾岸戦争での多国籍軍支援のための「国際連合平和協力法案」（不成立）の際に問題になったが、その後、周辺事態法（平成11年）において、米軍の支援を行うことができる地域を「後方地域」すなわち「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域」に限定することによって、米軍の武力行使と一体化しない法律上の担保を作る仕組みがとられた。このような地域上の限定とともに、後方支援活動としての米軍に対する物品・役務の提供から、弾薬を含む武器の提供、戦闘作戦活動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を除外し、物品・役務も限定した。

そして旧テロ特措法（平成13年）においても、周辺事態法の上記「後方地域」と同じ文言で定められた地域に協力支援活動等を限定して、多国籍軍との武力行使の一体化が生じないようにすることとされた。すなわち、ここで限定された活動地域は（法文上の用語ではない）「非戦闘地域」と称され、「戦闘地域」と「非戦闘地域」という区別が議論の焦点となり、自衛隊の活動地域を「非戦闘地域」に限定し、「非戦闘地域」での協力支援活動等は武力行使に当たらないとして、法文上この問題を解決しようと

した。旧イラク特措法（平成15年）においても同様の解釈が行われた。

もつとも、この立法と解釈自体、相当に危険をはらんでいるものではあった。すなわち、イラク派遣では「非戦闘地域」とされたサマワの自衛隊の宿営地に迫撃砲やロケット弾による攻撃が10回以上発生していることや、前記のとおり名古屋高裁判決が航空自衛隊による武装兵員の輸送を武力行使と一体化したものと判断しているように、問題を残すものであった。

エ 問題のあった従来の政府解釈を更に緩めたこと

ところが、重要影響事態法と国際平和支援法は、さらに要件を緩め、従来の「後方地域」「非戦闘地域」に自衛隊が活動する地域を区切って限定することにより、他国軍隊との武力行使の一体化の問題が生じない担保とする枠組みに依拠することすらやめ、「現に戦闘行為を行っている現場」でない場所であれば、そこで実施する日本の支援活動については、そもそも当該他国の武力行使と一体化するものではないという考え方を採ることとし、状況の変化に応じて、その場所が「現に戦闘行為を行っている現場」になる場合には、その活動を休止・中断すればよいものとした（26・7閣議決定）。

加えて、重要影響事態法と国際平和支援法は、後方支援活動等の内容として、弾薬の提供や、戦闘行為のために発進準備中の航空機に対する給油・整備までも許容した。これは他国軍隊の武力行使への直接の支援にほかならない。

政府は、それでも「武力行使の一体化」は生じないとするのだが、これは戦闘の実態に目をつぶった欺瞞である。これによれば、自衛隊は、現に戦闘行為が行われていなければ、そのすぐ近くの地域であっても支援活動が可能であることになり、そのような場所で弾薬の提供まで含む兵站活動

を行っている自衛隊は、相手国から見れば、武力を行使する他国の軍隊とまさに一体となって武力を行使する支援部隊と見られ、相手国からの攻撃の対象とされることは避けられない。そして自衛隊がこれに反撃し、交戦状態へと突き進む危険性は極めて高い。

従来の、危ういながら「非戦闘地域」という枠組みによって、問題がありつつもかろうじて合憲性の枠内に留まるとされてきた後方支援活動等ではあったが、その枠組みさえも取り払われ、弾薬の提供等まで許容した上記二つの法律においては、もはやそのような説明は成り立たず、これによる自衛隊の後方支援活動等は他国軍隊の武力の行使と一体化し、又はその危険性の高いものとして、憲法9条に違反するものであることが明らかである。

(3) 後方支援活動等の違憲性

以上のように後方支援活動等の実施も憲法9条に違反するものであり、そのような内容の閣議決定を行い、また法律を制定して憲法9条の規範内容を改変しようとするのが、立憲主義を踏みにじるものであり、また、憲法96条の改正手続を潜脱して国民の憲法改正に関する決定権を侵害するものである。

4 改正PKO法に基づく自衛隊派遣の違憲性

(1) PKO法とPKO参加5原則

国際連合平和維持活動協力法（PKO法とも言われている）は、1991（平成3）年の湾岸戦争を契機に、自衛隊を国連平和維持活動（PKO：United Nations Peacekeeping Operations）に参加させることを可能にするために整備された法律であり、自衛隊を海外へ派遣する法制の第一弾として、1992（平成4）年に成立した。

国連PKOは、いずれも国連総会や国連安全保障理事会の決議に基づく活動であるが、自衛隊のPKO法に基づく海外派遣・活動は、いわゆるPKO参加5原則による厳重な「歯止め」によって、日本国憲法に違反することはないと説明されてきた。

PKO参加5原則とは、

- ①紛争当事国の中で停戦の合意が成立していること
- ②当該平和維持隊が活動する地域に属する国を含む紛争当事者が、当該平和維持隊の活動及び当該平和維持隊への我が国の参加に同意していること
- ③当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること
- ④上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収することができること
- ⑤武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること

の5つであり、「憲法第9条との関係で一切問題を生ずることがないようにする目的で整理をした基本方針」である（外務省ウェブサイト）。

こうした基本方針の建前のもと、1992（平成4）年のカンボジアPKOから現在の南スーダンPKOまで、PKO法に基づく自衛隊の海外派遣が継続されている。

ところが今般の新安保法制法により、PKO法が改正され、抜本的な変更が加えられた。

(2) 変質する国連PKOと自衛隊の参加の拡大

もともと中立の立場での停戦監視を主な業務としてきた国連PKOであるが、近年、平和の維持が困難な地域での活動の増加に伴い、国連PKO自

体が大きく変質してきている。停戦合意が破られた後の避難民や国連スタッフなど文民の保護を担うことへの期待が高まっており、自ら交戦主体・紛争当事者となって、武装勢力と交戦する事態に直面しているのである。2000（平成12）年以降、国連PKO要員が毎年ほぼ100人前後犠牲になっており、2015（平成27）年の犠牲者は121人となっている。

かつて日本政府代表としてアフガニスタンでの武装解除を担当した伊勢崎賢治氏（東京外大大学院教授）は、平成25年7月1日衆議院特別委員会において、近年の国連PKOの現状について、「参加各国は戦闘状態になっても撤退せず、住民保護のために武力行使する」「新たに治安維持活動が可能になれば、住民保護に伴う銃撃戦や住民誤射が起こる可能性がある」と参考人として意見を述べている。

そうした状況の中、改正PKO法によって、自衛隊は、これまでの武力紛争の再発防止や統治組織の設立等に加え、新たに、「紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民保護」を目的とする活動等にも参加できることが追加された（3条1号）。さらに、これまで認められてきた停戦合意及び受け入れ同意における中立的な立場での活動（イ）に加え、新たに当事国の同意のもとに、地域紛争後に紛争当事者がいなくなった場合の活動（ロ）や、武力紛争発生前における未然防止のための中立的な活動（ハ）についても参加するとしている。これらは、前述のPKO参加5原則とは異なる条件の活動である。

政府は、PKO参加5原則は改正PKO法の実施にあたっては維持されると説明するものの、すでに、自衛隊のPKO参加5原則が通用しない現実が進行しており、それは後述の南スーダンPKOの現状を見ても明らかである。今般の改正PKO法はさらに自衛隊の活動範囲の拡大を認め、自衛隊が交戦主体として加担し殺し殺される危険性を高めるものとなっている。

(3) P K Oとは異質な「国際連携平和安全活動」の追加

改正P K O法は、従来の国際連合平和維持活動（P K O活動）とは別に、新たに「国際連携平和安全活動」を追加した（3条2号）。

国際連携平和安全活動とは、国連の決議などがなくとも、紛争に対処して国際の平和と安全を維持することを目的とする活動であって、2以上の国の連携により実施される活動とされている。国連以外の国際機関の決議や、当該国の要請でも海外派遣できることになり、国連が統括しない多国籍軍の活動への参加を認めるもので、国連の統括下にあることを本質とするP K O活動とは全く性格が異なるものである。

国際連携平和安全活動として想定されるのは、まずアフガニスタンにおける国際治安支援部隊（I S A F）の活動である。I S A Fは、アメリカの攻撃によりタリバン政権を追放した後に成立したアフガニスタン新政権のもとで、治安維持の活動を支援する多国籍軍の活動である。この多国籍軍は、N A T O（北大西洋条約機構）軍の指揮下で活動する多国籍軍であり、国連が統括する活動ではない。アフガニスタンにおけるI S A Fの活動は、本来的には治安維持活動であるが、反政府武装組織の掃討作戦に拡大し戦闘行為が続けられ、部隊要員の戦死者は約3 5 0 0人（うち米軍以外が約1 1 5 0人）にのぼり、民間人の死者は統計を取り始めた2 0 0 7（平成1 9）年以降だけでも2万1 4 0 0人にのぼると言われている。

またイラクにおけるイラク暫定政府の要請を受けた多国籍軍の活動も想定される。イラクに武力侵攻した多国籍軍が、旧政権打倒後に樹立した新政権の要請を理由に占領政策として展開した活動である。イラクにおける米軍以外の多国籍軍の戦死者は約3 0 0人にのぼり、民間人の死者は1 1万6 0 0 0人にのぼると言われている。

このような国際連携平和安全活動に自衛隊が参加することは、後述の治安維持活動、駆けつけ警護の追加や武器使用基準緩和と相まって、P K O参加

5原則をなし崩しにし、自衛隊が海外で戦闘行為に及ぶ可能性を飛躍的に高めることになる。中谷防衛大臣（当時）は、国会において「掃討作戦はできない」と答弁しているが、そうした説明が守られる保障は全くない。しかも、国際連携平和安全活動のうち、国会の承認（原則事前）が要求されるのは、自衛隊の部隊が行う停戦監視活動と安全確保活動に過ぎず、駆けつけ警護は国会の事前承認が必要とされないため、現場の指揮官の判断による武器使用により、交戦状態に発展していく危険が極めて大きい。

(4) 治安維持活動・駆けつけ警護の追加

改正前のPKO法に基づく自衛隊の活動は、停戦監視業務、統治組織の設立・再建援助業務、被災民救済業務が主であったが、改正PKO法は、こうした業務に加え、PKO活動及び国際連携平和安全活動における、①治安維持活動（保安のための監視、駐留、巡回、検問、警護）（3条5号ト）、②駆けつけ警護（緊急の要請による不測の侵害・危難に瀕した活動関係者の保護）（3条5号ラ）を追加した。

前述のとおり、アフガニスタンでのISAFの活動は、本来の治安確保から逸脱し、米軍と同様反政府武装組織の掃討作戦に関与した。今後自衛隊が、ISAFのような国際連携平和安全活動に参加し、治安維持活動に参加する中で、なし崩し的にこうした掃討作戦に関与していく危険は極めて大きく、現実的なものと言わざるを得ない。

また駆けつけ警護については、すでに自衛隊のイラク派遣において、当時陸上自衛隊イラク先遣隊長だった佐藤正久参議院議員（自民）が、「（陸上自衛隊の警護にあたっていた）オランダ軍が攻撃を受ければ、情報収集の名目で現場に駆けつけ、あえて巻き込まれ応戦するつもりだった」と発言し、また自衛隊内の教育資料「武器使用権限の要点」においては、自衛隊が組織的に「駆けつけ警護」を考えていたことが明らかとなっている。改正PKOは

こうした自衛隊の動きに法的裏付けを与えるものであり、自衛隊が国会の関与なく現場判断で、組織的に戦闘に参加し、「武力の行使」に至る危険性は極めて大きく、現実的なものと言わざるを得ない。

(5) 武器使用基準の緩和

改正PKO法で追加された治安維持活動と駆けつけ警護では、これまで憲法的制約のもと辛うじて認められてきた、いわゆる「自己保存型」「武器防護型」の武器使用に加え、任務遂行のための武器使用が追加して認められた。治安維持活動では、「業務を妨害する行為を排除するための武器使用」（26条1項）、駆けつけ警護では「保護する活動関係者を防護するための武器使用」（26条2項）が認められ、いずれも妨害を排除するための先制的な発砲を認めるものである。「正当防衛と緊急避難以外では人に危害を与えてはならない」との規定は残されているが（26条3項）、武装勢力や民衆が殺到する場面において「正当防衛か緊急避難の要件を満たしていたか」を検証することは困難であり、そもそも多国籍軍を構成する他国軍にはこうした制約はないから、自衛隊だけ発砲を逡巡するということはおよそ考えられず、戦闘行為に巻き込まれていくのは必然である。

また改正PKO法は、「共同の宿营地」に所在する外国軍部隊の防護のための武器使用も認めた（25条7項）。「自己保存型」の武器使用を外国軍部隊にまで拡張するものである。「共同の宿营地」にいるだけでどのような部隊にも認められることから、強暴な行動をとったことにより反撃を受けた部隊の防護のため武器を使用すれば、自衛隊が積極的な戦闘行為に踏み出していくことになる。

(6) 改正PKO法に基づく自衛隊派遣の違憲性

以上のとおり、改正PKO法が新たに自衛隊に認めた活動及びこれに伴う

武器使用は、P K O参加5原則を逸脱し、憲法9条の禁ずる「武力の行使」となり、あるいは「武力の行使」に発展する現実的危険性の極めて高いものであり、憲法9条に違反することが明らかである。また法律を制定して憲法9条の規範内容を改変しようとするのが、立憲主義を踏みにじるものであり、また、憲法96条の改正手続を潜脱して国民の憲法改正に関する決定権を侵害するものである。

(7) 南スーダンP K Oへの自衛隊派遣で現実化した危険性

ア 南スーダンの現状

南スーダン共和国は、スーダン共和国から2011（平成23）年に独立した国であるが、独立以降、キール大統領とマシャール前第1副大統領との間で石油などの利権を巡って対立が深まり、2013（平成25）年12月に内戦に突入した。その後、国際社会の圧力で2015（平成27）年8月に和平協定が締結、2016（平成28）年4月には暫定政権が樹立された。

しかし、同年7月8日から11日にかけて首都ジュバで、3日間にわたる両派の激しい戦闘が起き、多くの民間人、国連南スーダン派遣団（UNMISS）の2人の平和維持活動隊員が死亡し、脆弱であった和平合意は崩壊するに至った。

このような極めて不安定な政情の中、日本は、P K O法に基づいて、UNMISSの一員として、2011（平成23）年以降、南スーダンに自衛隊を派遣しているが、2016（平成28）年12月以降、上述の改正P K O法を踏まえ、自衛隊に対して、従前の任務に加えて「駆け付け警護」と「宿営地の共同防護」を付与している。

イ 現地自衛隊員から報告されている「戦闘」

ところで、上記のジュバでの戦闘について、日本国政府は「戦闘」との表現を避けてきた。戦闘が起きた後の2016（平成28）年7月12日の記者会見で、当時の中谷元・防衛相は「散発的に発砲事案が生じている」と説明している。また、同年10月の参議院予算委員会では野党議員が南スーダンでの戦闘はPKO参加5原則に照らして問題があると追及したが、これに対し、安倍晋三首相は「戦闘行為ではなかった。しかし、武器を使って殺傷あるいは物を破壊する行為はあった。衝突、いわば勢力と勢力がぶつかったという表現を使っている」と答弁した。

しかし、その後、2017（平成29）年2月7日、防衛省から、陸自派遣部隊が作成する日報「日々報告」の2016（平成28）年7月11、12日付の他、日報をもとに上級部隊の陸自中央即応集団（CRF）が作成する「モーニングレポート」が公表されたが、同文書には、「宿営地5、6時方向で激しい銃撃戦」（11日日報）、「今後もUN（国連）施設近辺で偶発的に戦闘が生起する可能性」（12日日報）、「直射火器の弾着」「戦車や迫撃砲を使用した激しい戦闘」（12日レポート）といった事実が明記されていた。

現地部隊からの公式な報告書において戦闘の発生が明確に報告されていたにもかかわらず、日本国政府は上述のとおり、現地部隊を撤退させるどころか「駆け付け警護」と「宿営地の共同防護」という新たな任務を加えたのである。

上記文書の内容が明らかとなった後、稲田朋美防衛相が2017（平成29）年2月8日の衆議院予算委員会で「国会答弁する場合には、（戦闘という）憲法9条上の問題になる言葉は使うべきではないことから『武力衝突』という言葉を使っている」と答弁したが、これが単なる言葉遊びであり、現地で発生した戦闘行為を否定できるものではないことは明らかである。

ウ 小括

南スーダンPKOに派遣された自衛隊は、戦闘行為に巻き込まれる極めて高度の危険にさらされているのである。

第4 新安保法制法の違憲性とその制定に係る内閣及び国会の行為の違法性

以上のとおり、集団的自衛権行使及び後方支援活動等、国連PKOにおける活動範囲拡大、国際連携平和安全活動への参加を容認する部分、すなわち、新安保法制法のうち、少なくともこれらの根拠となる各条項（自衛隊法76条1項2号等、重要影響事態法3条1項2号、6条1項、2項等、国際平和支援法3条1項2号、7条1項、2項、PKO法3条、25条7項、26条1項、2項等）は、いずれも憲法9条に一義的にかつ一見極めて明白に違反し、違憲であり、違憲の法律制定に向けての閣議決定及び国会の議決等が違法であることは明らかである。

第5 新安保法制法の制定に係る行為による原告らの権利侵害

1 集団的自衛権の行使等によってもたらされる惨禍

(1) 集団的自衛権の行使による他国からの攻撃の惹起

憲法9条はこれまで、少なくとも、このような行為を国に禁止することによって、日本が他国の戦争に参加・加担し、又は他国の戦争に巻き込まれて戦争当事国となることのないよう、その歯止めとなってきた。

ところが、集団的自衛権の行使は、日本が他国の戦争に、わざわざ海外に出向いて参加し、武力を行使して、日本を戦争当事国としてしまう。従来の法制と憲法解釈の下では、日本の領域が外部から武力攻撃を受けない限り、日本は戦争当事国になることはなかったのに対し、集団的自衛権の行使の容認は、日本が積極的に打って出て、戦争をする機会を大きく広げ

た。そして、日本が戦争当事国になれば当然に、敵対国ないし敵対勢力からの武力攻撃やあるいはテロ攻撃を、日本の領域に対しても招くことになる。すなわち、日本の国土が戦場となる。

(2) 有事法制の適用状況

なお、「存立危機事態」であるとして日本が他国間の戦争に参加した場合、多くは「武力攻撃予測事態」すなわち「我が国に対する武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」に該当する状況になると考えられる。

そして、事態対処法では、「武力攻撃予測事態」と「武力攻撃事態」とを併せて「武力攻撃事態等」と称され、いわゆる有事法制が適用される状況となる。

(3) 後方支援活動等やP K O活動等への参加により引き起こされる攻撃やテロ

新安保法制法による後方支援活動等についても、前記のように、戦闘行為の現場近くで弾薬の提供等まで行う兵站活動を認めるものであるから、容易に外国軍隊との武力行使の一体化を招く。少なくとも、相手国等からすれば、外国軍隊と一体のものとして、自衛隊は攻撃対象となるのである。自衛隊がこれに反撃して戦闘状態となる危険、すなわち自衛隊による武力の行使に至る危険が極めて高い。

新安保法制法によるP K O活動や国際連携平和安全活動への参加についても、治安維持活動や駆けつけ警護、あるいは宿営地の共同防護などと称して他国軍隊の敵対国や敵対勢力に対する掃討作戦に巻き込まれていく危険性が高く、自衛隊による武力の行使に至る危険性が極めて高い。

こうして、後方支援活動等やP K O活動・国際連携平和安全活動への参

加により、日本は戦争当事国となり、日本の領域に対しても武力攻撃やテロ攻撃を招く危険性を高めることになる。ちなみに、新安保法制法案の国会審議において、政府は、I S（イスラム国）に対する空爆の後方支援活動は、「法理論としては対象になるが、政策判断として考えていない」旨の答弁をしているが（平成27年5月28日衆議院平和安全法制特別委員会）、政府の政策判断が変われば、I S空爆の後方支援もありうるものであり、日本と日本人は、I Sのテロの標的となることを覚悟しなければならない。

2 各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等

(1) はじめに

国民は、重要影響事態、国際平和共同対処事態及び存立危機事態、そして、存立危機事態において多くの場合並存することにならざるを得ない武力攻撃予測事態、さらには、その後、移行することが予測される武力攻撃事態において、以下に掲げる多種多様の権利制限を受け、義務を負うことになる。なお、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態における権利制限については、旧安保法制法の下においても法制上は存在したものではあるが、旧安保法制法下では、あくまでも個別的自衛権を行使した場合を前提としたものであり、集団的自衛権を行使するなどした場合を想定したものではなかった。新安保法制法によって、国民がその権利制限を受け、義務を負担しなければならない現実性は格段に増大しているのである。

(2) 重要影響事態及び国際平和対処事態

重要影響事態及び国際平和共同対処事態においては、国は、後方支援活動等の「対応措置」に関する「基本計画」を定めてこれを実施することになるが、その場合、国は、地方公共団体その他国以外の者に協力を依頼することができる等とされている（重要影響事態法9条、国際平和支援法

13条)。ここで「国以外の者」としては、事態対処法でいう指定公共機関・地方指定公共機関などが想定されている。指定公共機関には、各種独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、日本郵便、全国的ないし広域的な放送事業者、電気・ガス事業者、航空運送業者、鉄道事業者、電気通信事業者、旅客・貨物運送事業者、海運事業者等が、法人名で個別に指定されている（事態対処法施行令3条、平成16年9月17日内閣総理大臣公示）。地方指定公共機関は、知事がその地域で同種の公共的事業を営む者から指定している（国民保護法2条2項）。

(3) 存立危機事態

存立危機事態においては、国は「対処措置」すなわちその事態に対処する自衛隊の任務の遂行等に関する措置（武力の行使、部隊の展開等）と国民保護関連措置（公共的施設の保全、生活関連物資の安定供給等）の両面で「対処基本方針」を策定し、事態対策本部を設置し、これらの対処措置を実施する。存立危機事態については、地方公共団体・指定公共機関はこれら対処措置を行う責務までは規定されていないが、国と連携協力して万全の措置を講ずべきこととされ（事態対処法3条1項）、事態対策本部長（総理大臣）の調整を受け、調整に応じない場合には指示、代執行も行われる（同法14条、15条）。

(4) 武力攻撃予測事態

武力攻撃予測事態は、日本の領域に対する武力攻撃にはまだ至っておらず、自衛隊法76条1号の防衛出動はまだであるが、これが予測される状態であり、この段階でも例えば、自衛隊に防衛出動待機命令が出され（同法77条）、予備自衛官が招集される（同法70条）等、防衛出動に備える体制がとられる。また、自衛隊展開予定地域での陣地その他の防御施設構築のため、武器

の使用，土地等の強制使用等も行われる（同法77条の2等）。

そして，その後移行することが予測される武力攻撃自体における場合と同様，国は，自衛隊の任務の遂行等に関する措置と国民保護に関する措置の両面での「対処措置」をとるため，「対処基本方針」を策定し，事態対策本部を設置する。そして，武力攻撃事態等においては，地方公共団体・指定公共機関等は対処措置を行う責務があり，国民もこれに協力するよう努めるものとされている（事態対処法5～8条）。したがって，地方公共団体・指定公共機関等にはそれらに伴う様々な業務が指示され，その職員・労働者が従事を求められることとなる。

(5) 武力攻撃事態

そして，武力攻撃事態（日本に対する外部からの武力攻撃が発生し，又はその危険が切迫した事態）は，まさに日本の領域が戦場になる局面であり，その中で防衛出動と武力の行使が行われることになる（自衛隊法76条，88条）。ここでは，自衛隊の任務遂行（戦争遂行）のため，また国民保護措置のため，強力な権利制限が可能とされている。その典型的なものが同法103条であり，①病院等政令で定める施設の管理，②土地・家屋・物資の使用，③業務上取扱物資の保管命令・収用，④医療・建築土木・輸送業者に対する業務従事命令が用意されている。電気通信設備の優先利用も行われる

（同法104条）。地方公共団体や指定公共機関は，戦争状態の下で対処措置を実施する責務を負い，これに従事する職員・労働者は，一般の国民・市民と同様に自らも身の危険にさらされながら，これら対処措置への従事・遂行が求められることとなる。

3 宮崎県民特有の危険性

(1) はじめに

宮崎県には、自衛隊の陸上・海上・航空の各基地がある。また、宮崎の隣県鹿児島には原子力発電所がある。日本の自衛隊が、集団的自衛権の行使として、あるいは後方支援活動やP K O活動・国際連携平和安全活動として武力の行使に踏み出していけば、これら基地は、敵対国ないし敵対勢力の国土を破壊したりその国民・市民や構成員を死傷させる出撃拠点となるとともに、基地や原発はこうした敵対国や敵対勢力から攻撃の対象とされる危険性が極めて高く、ミサイルなどで攻撃を受ければ、県民および周辺県の住民を含め壊滅的な犠牲を被ることになる。

宮崎県には、南から、高島山レーダー基地、陸上自衛隊の都城駐屯地、きりしま演習場、えびの駐屯基地、海上自衛隊の（潜水艦へ通信する超長波を送る）V L F基地、航空自衛隊の新田原基地がある。

情報をつぶすためにレーダー基地は狙われ、潜水艦を機能不全にさせるべく超長波の送信を阻害するためにV L F基地は標的とされる可能性がある。また航空戦力を奪うために新田原基地が攻撃され、そして、兵士を送る元を断つ目的で陸上自衛隊駐屯基地が攻撃を受けるおそれがある。そして基地およびその周辺の住民が巻き込まれ犠牲になるおそれがある。なお、宮崎市の西100k mにある川内原子力発電所が破壊されれば、宮崎県は、拡散し西風によって運ばれた大量の放射性物質をもろに浴びてしまう。

新安保法制法の制定により、どこかの国や勢力の攻撃・報復に不安を感じなければならず、平穏な気持ちで生活することができなくなったのである。

(2) 新田原基地があることによる危険性

ア 新田原基地の状況

宮崎県児湯郡新富町には、航空自衛隊新田原基地が存在する。戦時中は旧陸軍新田原飛行場があり、陸軍の落下傘部隊（挺進飛行隊）があったが、その後南方方面作戦の基地となって特攻隊基地としても使用された。

新田原基地は台地に滑走路があり、離着陸侵入路には農地だけではなく住宅地や商店街を抱えている。

イ 新田原基地の戦力と活動

新田原基地には、福岡に司令部を置く航空自衛隊西部航空方面隊に所属する、第5航空団がある。第305飛行隊（F-15）・整備補給群・西部航空施設隊第2作業隊・飛行教育航空隊などが所在している。また、弾薬庫や燃料庫もある。現在、「西部方面の防空」「各種災害への対応」「国際緊急支援活動と国際平和協力業務」等の任務を与えられており、国際平和協力活動へ隊員を派遣している。

また、2007（平成19）年以来、在日米軍の再編に伴う米軍の訓練移転も受け入れており、全国での受入れ6基地（他は、築城・小松・三沢・百里・千歳）の一つである。沖縄県の負担を軽減しつつ抑止力を維持するとの説明のもと、嘉手納飛行場の米軍施設からの航空隊が、移転しての訓練を行っている。

ウ 訓練飛行での事故

1958（昭和33）年の訓練飛行の開始以来、山中・水田・畑・滑走路端・県道（民家全壊）・海上での多数の墜落事故、胴体着陸、滑走中の炎上大破等の多数の事故や、航空機からの大小の物品の落下事故が発生している。

エ 新田原基地があることによる県民の権利侵害の危険

新安保法制のもとで、新田原基地は、重要な機能を果たすことが考えられ、それだけ敵側からも攻撃の対象とされる危険性等が高いと言わざるを得ない。

(3) えびのV L F基地

ア えびのV L F基地について

えびの市北部の丘陵上に、巨大なアンテナ8基（550m×2200mの長方形の土地に、高さ160m～270m、550m毎に4基の2列）が設置された潜水艦への単方向通信の超長波（V L F）送信施設であり、1991（平成3）年完成した日本国内唯一のものである。日本の保有する潜水艦は現在18隻であるが、20隻以上にすることが決められている。アメリカの原子力潜水艦が日本の港を出入りしていることも周知のことである。

イ えびのV L F基地があることによる県民の権利侵害の危険

国内で唯一の潜水艦へのV L F通信は、海に潜っている潜水艦への通信手段として大変重要な機能を果たすものであり、新安保法制のもとで、日本の潜水艦だけでなく米軍との共同使用はますます強まるなか、それ故に潜水艦の動きを止める等攪乱を狙う敵側からも攻撃の対象とされ破壊される危険性は高いと言わざるを得ない。

4 原告らの権利, 利益の侵害 (概論)

(1) 平和的生存権の侵害

ア 平和的生存権の具体的権利性

日本国憲法前文は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」、また、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と規定している。

平和は、国民・市民が基本的人権を保障され、人間の尊厳に値する生活を営む上で、最も基本的な前提条件であり、日本国憲法は、全世界の国民・市民が有する「平和のうちに生存する権利」を確認することに基づいて国際平和を実現し、その中で基本的人権と個人の尊厳を保障しようとしている。したがって、平和のうちに生存する権利は、全ての基本的人権の基礎にあって、その享有を可能ならしめる基底的権利であり、単に憲法の基本的精神や理念を表明したにとどまるものではなく、法規範性を有するものと解されなければならない。この平和的生存権の具体的権利性は、また、包括的な人権を保障する憲法13条の規定によってその内容をなすものとして根拠づけられるとともに、憲法9条の平和条項によって制度的な裏付けを与えられている。

とりわけ、憲法9条に反する国の行為によって、国民・市民の生命、自由等が侵害され、又はその危険にさらされ、あるいは国民・市民が憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強いられるような場合、これに対する救済を求める法的根拠として、平和的生存権の具体的権利性が認められなければならない(前記名古屋高裁平成20年4月17日判決参照)。

イ 憲法 9 条の改変による戦争の危機

これまで述べたように、新安保法制法による存立危機事態における自衛隊の防衛出動や後方支援活動等の実施、P K O 活動や国際連携平和安全活動への参加の容認は、これまで政府の憲法 9 条解釈においても許されないとされてきた解釈を変更し、憲法 9 条を実質的に改変するものとして、集団的自衛権による武力の行使や、他国軍隊の武力行使の支援等により一体化した武力の行使を行い、又はその危険をもたらすものである。それは、従来の憲法 9 条解釈の下では生じなかった場合にまで他国の戦争に巻き込まれる危険と機会を増大させるものである。

ウ 平和的生存権の侵害

原告らは、このような集団的自衛権の行使等を容認した新安保法制法案の提出に係る内閣の行為及び国会の議決によって、上記のような平和的生存権を侵害された。

すなわち、原告らは、日本人 3 1 0 万人、世界では 5 2 0 0 万人の死者を生じた第二次世界大戦など悲惨を極めた過去の戦争の結果、そこでの人間の尊厳の蹂躪、生存者にも残る癒えない傷痕など、政府の行為によって再びかかる戦争の惨禍が起こることのないことを心から希求し、憲法前文及び 9 条に基づいて、戦争を放棄して戦力を持たず、武力を行使することのない平和国家日本の下で平和のうちに生きる権利を有している。とりわけ、原告らのうち戦争の体験を有する者、例えば空爆被害者、原爆被害者等の戦争被害者は、戦火の中を逃げまどい、生命の危険にさらされ、家族を失う等の極限的な状況に置かれ、心身に対する深い侵襲を受けて、二度と戦争による被害や加害があってはならないことを身をもって痛感し、その体験を戦後 7 0 年間背負って生きてきた者である。平和憲法、なかんずく 9 条の規定は、その痛苦の体験の代償として得られたかけがえのないものであり、平和のうちに生

きる権利は、これら原告の人格と一体となって、その核心部分を構成している。

このような平和的生存権は、戦争の被害者となることを拒否するばかりでなく、他国に対する軍事的手段による加害行為に加担することなく、みずからの平和的確信に基づいて生きる権利等を包含している。

ところが、新安保法制法の制定は、このような原告らの平和的生存権を蹂躪し、侵害するものである。集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施は、日本が自ら他国の攻撃に加担し、武力の行使や兵站活動等を行って、他国の国土を破壊し、その国民・市民を死傷させるものであるとともに、戦争の当事国となった日本は、当然に、敵対国から国土に攻撃を受け、あるいはテロリズムの対象となることを覚悟しなければならないのであり、原告らを含む日本の国民・市民の全部が、戦争体制に突入し、その犠牲を覚悟しなければならないことになる。このようなものとしての集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法の制定は、日本が実際に戦争に突入した場合はもちろんであるが、それに至らない段階においても、その具体的危険を生ぜしめるものとして、原告ら国民・市民の平和的生存権を侵害するものである。

(2) 人格権侵害

ア 人格権ないし幸福追求権の内容

憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定している。

この規定は、人間が社会を構成する自律的な個人として、その人格の尊厳が確保されることが日本国憲法の根本理念であり、個別的な基本的人権の保障の基底をなすものであることを示すものである。同条は、種々の個別的な基本的人権の出発点をなす個人の尊厳、すなわち個人の平等かつ独

立の人格価値を尊重するという個人主義原理を表明したものであるとともに、「生命，自由及び幸福追求の権利」として統一的・包括的な基本的人権条項として捉えることができる。なお，本書面では，このような憲法13条に基づいて保障されるべき個人の生命，身体，精神，生活等に関する権利の総体を，広義の「人格権」ということとする（大阪高裁昭和50年11月27日判決・判例時報797号36頁—大阪空港事件控訴審判決参照）。

イ 人格権の侵害

日本が他国の戦争の当事者となり，あるいは他国の戦争に巻き込まれる危機と機会を増大させる集団的自衛権の行使等は，上記のように，敵対国から日本の領土に攻撃を受け，あるいはテロリズムの対象となる危険をもたらすものであり，新安保法制法の制定によって，原告らを含む日本の国民・市民は，そのような事態に直面すること，及びその犠牲を覚悟しなければならないこととなった。

そのことによって，原告ら国民・市民は，例えば以下のような人格権の侵害を受けることになる。

まず，敵対国や敵対勢力から真っ先に攻撃の対象とされる可能性の高いのは，全国の米軍・自衛隊基地及びその付近，原発施設及びその付近等であって，これらの地域に居住する原告らはその攻撃対象となり，生命・身体等を直接に侵害される危険に晒される。また，戦争による犠牲が集中するのは，いつも，女性であり，そして，子ども，障がい者等の社会的弱者であり，戦火の中を逃げ惑い，人間性を蹂躪され，生活の困窮を強いられることになる。さらに，海外で人道的活動に従事しているNGO関係者，民間企業の海外勤務労働者なども，その活動が危険又は不可能になることも生じる。そして戦場に駆り出されるのは自衛隊員を含む現在の若者であり，あるいは将来の担い手としての子どもたちであるが，本人はもちろん，

我が子や孫を殺し殺される戦場に送り出すことを強いられる母親その他の家族の苦悩には耐えがたいものがある。

さらにまた、戦争体制（有事体制）においては、国民保護体制のための措置を実施することを含めて、地方自治体や民間企業を含む指定公共機関等に協力体制が義務づけられ、そこで働く公務員・労働者が危険な業務に直面したり、医療従事者、交通・運輸労働者などが関係業務への従事に駆り出されるなどのことが生じることとなる。

集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法の制定により、いつでも集団的自衛権の行使等がされる事態となるおそれが強いことは、既に述べたとおりであり、原告らは、同法の制定等に係る内閣の閣議決定及び国会の決議により、戦争とテロ行為に直面するおそれが現実化し、その生命、身体、精神、生活等万般にわたって、危機に直面し、又は現に侵害を受ける恐怖を抱かされ、不安におののかされるなどして、その人格権を侵害されている。

なお、原告らについてこれら人格権の侵害の具体的内容は、後に詳しく主張する。

(3) 憲法改正・決定権侵害

ア 憲法改正・決定権の存在

国民主権は、国の政治の在り方を終局的に決定する力（主権）が国民にあるという原理であり、国民の有する参政権も、この原理から湧出した権利である。憲法改正に係る国民投票権も同様である。

日本国憲法においては、代表制民主主義（間接民主主義）が強調され、参政権は、選挙権、被選挙権、公務員になる権利、公務員を罷免する権利がその代表的なものとされている。しかし、補充的に、直接民主主義の規定も設けられ、憲法改正の国民投票、最高裁判所裁判官の国民審査、地方

特別法の住民投票がそれにあたり、これらも参政権に含まれると解されている。

すなわち、近代立憲主義は、全ての価値の根源にある個人の自由と権利を実現するために、国の政治の在り方を最終的に決定する力（主権）を有する国民が、権力を制限する規範として憲法を制定することによって、国民主権が制度化されるとともに、憲法制定権力は憲法改正権力に転化し制度化される（憲法改正権は「制度化された制憲権」とも呼ばれている。）。

日本国憲法 96 条 1 項の憲法改正手続は、この国民の憲法制定権力に由来する憲法改正権の現れである。そこでは国会の各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成による発議と国民投票による国民の過半数の賛成が要件とされているが、この間接民主主義による手続と直接民主主義による手続とを通じて、憲法改正が国民の意思決定に基づくことを担保しようとしているのである。

ここでとくに国民投票制度が設けられているのは、その憲法改正権力の担い手である国民各人に、その憲法改正の内容について直接自ら意思表示をし、その決定に参加する権利を保障しようとするものであり、直接民主主義的な参政権としても位置づけられるものである。国民各人は、国民主権及び民主主義の担い手として、憲法の条項と内容を自らの意思に基づいて決定する根源的な権利として憲法改正・決定権を有するのであり、憲法 96 条 1 項はその現れにほかならない。

イ 憲法改正・決定権侵害

新安保法制法は、前記のように規範性を有する憲法 9 条の解釈を変更し、その内容を法律によって改変してしまおうとするものである。それは本来、憲法 96 条 1 項に定める国会の発議と国民投票の手続をとらなければできないことであるにもかかわらず、これを潜脱するものである。しか

も、この憲法改正の手續を回避して採られた立法の国会審議の過程においては、多くの国民・市民及び野党の反対を押し切った採決が強行され、中でも参議院平和安全法制特別委員会における採決は、地方公聴会の報告もなされず、総括質疑も行わず、不意をついて与党議員が委員長席を取り囲んで野党議員を排除し、「議場騒然、聴取不能」としか速記に記録されない混乱の中で「可決」したとされる異様なものであった。それは、国民から負託された国会による代表制民主主義をも蹂躪しつつ、本来憲法改正手續を踏まなければできないはずの、実質的な憲法改変を強行したものであった。

新安保法制法の制定は、このようにして、原告ら国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定する前記憲法改正・決定権をないがしろにし、これを侵害するものである。

5 原告らの権利、利益の侵害（詳論）

(1) 宮崎県民の平和への強い願い

宮崎県には、太平洋戦争時代に特攻隊の発進基地があり、また宮崎市、延岡市を始め各地が空襲被害に遭い、アジア各地から略奪したと言われる貴石が埋め込まれ「八紘一宇」の文字が復活した宮崎市の平和の塔や太平洋戦争末期に中国人を強制連行し強制労働させた延岡市(旧北方町)の槇峰鉦山など、戦争の爪痕がその被害・加害両側面において色濃く残っている。

また、自衛隊新田原基地やえびの市の海上自衛隊送信所を始め前記各防衛施設が多数存在している。さらに、ごく近い距離に川内原子力発電所も存在している。

新安保法制法施行によって、他国の戦争に巻き込まれ攻撃対象となる危険が高いうえ、県民は戦争に否応なく協力させられ、戦争の被害者にも加害者にもなる危険を日々実感している。

そのため、県民は改めて平和への願いを一層強めている。

(2) 原告らの様々な立場

原告らは、(1) 平和を望む市民 (2) 先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族、例えば、①原爆を投下され被爆した者とその家族、②空襲を受けて被害を受けた者とその家族、③満州からの引き揚げ者、その他戦争により被害を受けた者とその家族、(3) 自衛隊の基地周辺の住民 (4) 戦争体制 (有事体制) において、危険な業務に従事させられることになる地方公共団体・指定公共機関の労働者、医療従事者など (5) 学術研究者 (6) 宗教者 (7) 教育関係者 (8) 法曹関係者 (9) 女性や子どもを持つ親たち (その中に自衛官の家族も含まれる) などである。

以下、本訴状では、まず個々の原告のうち15人について、各原告に生じている平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害事実を見ていく。

(一) 原告 ●● ●●●

ア はじめに

原告●●●●● (以下「原告●●」という) は、戦後生まれではあるが、親族を通して先の第二次世界大戦 (太平洋戦争) の悲惨な現実と、戦後の苦しい生活を体験している。また、長年の教員人生の中で、戦争につながる様々な制度が教育を歪め、教員の思想良心をも統制することを身をもって体験してきた。

イ 民間人の伯父の「戦死」

原告●●は、伯父2人を第二次世界大戦で失くした。

母方の伯父は、■■の役所に勤め、中国で戦病死した。遺骨も戻らず、異国の地に眠っている。原告●●の母は高齢となり、日常の記憶が曖昧になっ

ているが、その母が今でも、「戦争中は、兵隊に行って病気になっても治療してもらえなくて放ったらかしだったらしいね。」と時々話すのを聞く。それを聞くと、戦後生まれの原告●●ではあるが、伯父の無念とその伯父を敬愛し続ける母の心の痛みの深さを感じ胸が詰まる。

父方の伯父（伯母の夫）は軍人ではなく海員（船長）で、終戦の10か月前に徴用船を攻撃されて船や66名の乗員とともに沈み36歳で死亡した。どういうふう沈んだのか、伯母や親戚にも知らされず、南太平洋で沈んだと長年聞いていた。平成27年の夏、新安保法制法案が論議されていた頃に、神戸市の「戦没した船と海員の資料館」に、改めて詳細を尋ねたところ、伯父の名前と戦没した年を手がかりに、伯父の乗っていた船の詳細が初めて分かった。

その経過は、

「昭和19年10月29日15:00奄美大島発、呉向け航行中、30日16:20分頃北緯30度13分、東経132度49分（都井の岬南東180km付近）において、驟雨のなか、右舷機械室に米海軍潜水艦（SS-182 Salmon）からの魚雷2本を受け航行不能となり、さらに、16:35船体前部に受ける。31日00:17左舷中央部に米海軍潜水艦（SS-392 Sterlet）からの雷撃を受け重油に引火、大火災となり00:39頃沈没。乗船員全員（内船員66人）戦死。○○○丸（10021総トン、日本海運 戦時型標準油槽船）」

と記録され、船長名として伯父の名前が記載されていた。

伯母は、子供2人を連れて故郷■■■に戻り、魚の行商をしながら暮らし、働いていた魚市場で右手を手首から失い不自由しながら88歳まで生きた。原告●●を何かとかわいがってくれた伯母が、亡くなる11年前に、「戦争が1年早く終わってくれていたら死なずにすんだのに。こんなことを言ってもせんない

ね。」とぼつんと言ったのが原告●●は忘れられない。戦後45年経っても伯母は死んだ夫のことを思い続けていた。その伯母は九州の沖に伯父が眠っていることを知らないまま亡くなった。

原告●●は思う。「これだけ詳細が記録されていたのは、軍の船が近くで見えていたからであり、伯父の船は見殺しにされたのか。初めの攻撃から沈むまでの8時間、この間伯父たちは想像できない恐怖の中にいたことになる。船長の伯父はどんなに辛かっただろうか。やはり燃料を運ぶ船だったから、執拗に攻撃されたのだ。」と。この資料を見て、民間人が恐怖の中で死んでいった事実原告●●は涙が出て止まらなかった。

ウ 長年の教員としての経験から

原告●●は、2013（平成25）年3月まで、■■■の特別支援学校の教諭として29年間勤めていた。原告●●は、宮崎県で育ち、小中高では入学式や卒業式で、檀上の日の丸に頭を下げ、君が代を歌う教育を受けていた。しかし、■■の障害児教育では最初の10年間はこのことはまったくなく、教師の手作りの生徒の節目・旅立ちを祝う暖かい式をやっていた。しかし、元号法制化、日の丸・君が代の国旗国歌化や■■■教育委員会からの通達・締め付けにより教員の強い反対があったにもかかわらず、日の丸が式会場に持ち込まれ、次に君が代が流れるようになった。国歌斉唱時に教職員も立つように強制され、2012（平成24）年には立たない場合は処分するという■■■教育委員会の通達が出された。それまで、原告●●は立たないでいたが、それでも大変な勇気が必要であった。いつも原告●●を含む教員の思想信条や内心の自由が侵された状態だったと思っている。その都度原告●●や他の教員は悩み、式は苦痛を強いるものであった。式には、教育委員会から指導主事などが必ず出席し、原告●●たち教職員が通達に従っているかどうかを監視していた。せっかくの生徒達の門出が歪められ苦痛の場に変質していた。

東京都の支援学校の教師が処分され裁判で闘っていたが、原告●●は、いよいよ■■にも処分が来ると思うと、本当に悩み抜いた。「立つ」ことの強制の次には、「歌え」がくるなと思ひ、2013（平成25）年の卒業式では、君が代斉唱時には苦渋の決断をして起立した。しかし、このとき同時に教員を退職することを決意した。ちょうど宮崎の実母の介護問題もあったが、それでも長年勤め上げた教職を離れることは断腸の思いであった。

原告●●が、これほど「君が代」斉唱だとか、「起立」にこだわるには理由がある。原告●●は、高校卒業まで、日の丸や君が代の意味を知らずに過ごし、大学時代に初めて先の戦争でアジアの人たちに日本が残酷なことをし、たくさんのアジアの人たちの命を奪ったこと、その反省もなく日の丸を掲げていること、国民主権なのに君が代を学校教育の中でまさしく強制されていることを知り、そんな教師にはならないと決心した。支援学校で教師が生徒に、「立つように、また歌うように」と言えば、また教師自身が歌えば、生徒はそのとおりにするようになる。それは、まだ判断できない生徒たちに賛否両論のあることの方の立場を押し付けることになる。また、何より、原告●●たち教師にも思想信条の自由や内心の自由があり、それが侵されてしまう。自らの精神的自由を確保できない教員が生徒達に誠実に向き合い良い教育ができるわけがないと原告●●は思う。

こうした動きの間に、事実を載せている社会科の教科書が攻撃されて書き換えられたりなど教育の分野が国策として変えられ、戦争のできる国に向けて少しずつ近づいてきていることを原告●●は感じていた。日の丸や君が代の障害児教育への押し付けも戦争への道の一環である。

そして、2015（平成27）年、誰が考えても違憲とわかる新安保法制法がわけのわからないやり方で成立したとき、とうとう恐れていることがやってきたという恐怖感や絶望感で原告●●は何日間か眠れなかった。

これから先、自衛隊員を始め民間人などが亡くなることがあれば、誰が死

んでも肉親はつらい悲しい思いを伯母やいとこ達のようにするであろう。肉親は自分が死ぬまで亡くなった人を思い続けることになるであろう。また肉親は、新安保法制法があの時成立しなかったら死ななくて済んだのになと思うことになる。誰かが死ぬ可能性のある、また自衛隊員が死んでも仕方がないという前提の新安保法制法は要らない。このように日々感じている原告●●●●にとって、新安保法制法はその存在そのものが苦痛でしかない。

エ 新安保法制法による恐怖と絶望感

このように、原告●●●●は長い教員生活の間、毎年日の丸・君が代の強制に苦しめられ、退職後にはずっと恐れていた戦争につながる新安保法制法が制定・施行され、耐え難い恐怖感や絶望感による苦痛を受けている。憲法に保障されている自分自身の思想信条・内心を守ることが処分につながるというおかしさ、また起立しないと教員を処分するという脅しに等しい通達を出してまで君が代を歌わせようとした異常さや恐ろしさを経験した原告●●●●だからこそ、集大成のような新安保法制に著しい恐怖心や絶望感を持っている。原告●●●●は、人は誰でも家族や友人とともに幸せに過ごしたい、いい人生を送りたい、人生を全うしたいと願っていると信じている。命はひとつしかない。原告●●●●は司法に携わる裁判官1人1人に、ごく普通に過ごしている人間の立場で本件に向き合っていて欲しいと切に願って本件提訴に至った。

(二) 原告 ●●●● ●

ア 原告●●●●● (以下「原告●●●●」) と東京大空襲

原告●●●●●は昭和12年1月28日東京市■■■■■■■■ (現在の東京都■■■区■■■) で生まれた。原告●●●●●が生まれた昭和12年に日中戦争が始まり、昭和15年に国を挙げての紀元2600年の祭典があり、ラジオから「紀元260

0年の歌」が繰り返し流れていたのも、まだ意味も解らない原告●●も大声で唱っていた。そして、昭和16年12月8日には日米開戦となった。

原告●●が小学校1年生の時、既に日本は軍事色一色になっていて、先生は毎日のように原告●●たち1人1人に「大きくなったら何になるか」を言わせた。当時の学校は男女が別の組になっていて、原告●●たち男子組の生徒は1人ずつ起立して大声で「お国のために兵隊さんになります」と答えていた。みんな「軍国少年」だったが、特に、長兄が海軍兵学校に入校した原告●●は鼻高々であった。

ところが、その頃には既にラジオから将校の名誉の戦死を報じる葬送行進曲が度々流れていた。それでも戦争がどのようなになっているのかなどは全く知らず、ただ大人達の間で神風特攻隊の勇ましい話や最後には神風が吹き日本は戦争に勝つという話がなされていた。原告●●も日本は勝つと思っていた。そして、自分も戦闘機に乗っているような気分で、「加藤隼戦闘隊」の歌を大声で唱っていた。

その内に、空襲が始まった。原告●●の家は路地にあり、空襲になると路地に駆け込んで、隣の家の下に掘った防空壕に潜った。敵機は不意に表れ、ラジオから「警戒警報発令！警戒警報発令！敵機は鹿島灘上空にあり！」と流れた時には、既に上空に来ていた。近所で男の大人は▼▼という年配者しかいなかった。防空壕に入った隣の大人の女性は、「もう来ているのに、警戒警報だってさ！」と、吐き捨てるように言っていた。空襲が頻繁になって、学校は休みになった。

昭和20年3月9日夜、「●！起きなさい！」という、いつにない母の厳しい声で目を覚ました。毎夜空襲になるので服を着てゲートルを巻いたまま寝ていた原告●●は直ぐに飛び起き、枕元に置いてある防空頭巾を被りながら、夜なのに部屋の中が明るいのを不思議な気持ちで見ている。外に出ると、空が今まで見たこともない真っ赤な色に染まっていた。近所の人はみんな空を

見上げ、誰も言葉もなく黙っていた。そんな中、凄まじい轟音が近づいてきて、巨大な黒いB29が数機、編隊を組んでゆっくりと飛んで来るのが見えた。どこに逃げて良いのかわからず、みんなただ見ているだけであった。B29は原告●●たちの頭上を通り、上野の山の方に飛んで行き、山の方からは時々高射砲の音がしていたが、何事もないように爆撃機は飛んで行った。その時になって、大人達の間でまた爆撃機が来て焼夷弾を落とすから逃げなければという話になったが、何処に逃げたら良いのか誰も解らなかった。すると、唯一の大人の男性である▼▼が皆に様子を見てくるから帰って来るまでここに居るようにと言って路地を出て行った。暫くして帰って来た▼▼は、何処へ行っても同じだ、ここに居た方が良いようだと行った。それで、みんなそこに居ることになった。幸い、その後、B29は来なかったが、原告●●も大人達と混じって外で不安な夜を明かした。

昼頃になって、大人達が「言問橋の向こうは酷いそうだ」と話をしているのを聞いた。大人達はこの空襲は陸軍記念日を狙ったものだと話していた。

■■■から言問橋まではそれ程遠くない。わずかな距離であったが、原告●●達は助かった。

しかし、それから毎日空襲に怯え続けた。子どもはこの町内から出てはいけないと言われて何処にも行けなかったが、浅草や入谷では死体を代八車で運んでいるとか、上野の森では昨日も首つりがあったという話を聞いた。

これが原告●●の経験した東京大空襲であった。

イ 集団疎開

国民学校初等科児童の集団疎開の閣議決定は東京大空襲の前年（昭和19年）6月30日にあったが、小学校低学年の児童は対象になっていなかったらしい。小学校5年生であった原告●●の直ぐ上の兄は昭和19年の秋に福島県の■■■に集団疎開をしていたが、原告には集団疎開の話はまだなかつ

た。

ところが、東京大空襲の後、急に小学校低学年も集団疎開することになり、縁故疎開先のない原告●●は昭和20年3月下旬に慌ただしく福島県の■■■に集団疎開することになった。

原告●●は上野駅で母に見送られて夜行列車に乗った。一緒に集団疎開したのは10人程であった。集団疎開がどんなことなのか知らない原告●●達はみんなで遠足に行くような気分でふざけ合い、笑いながら出発した。

夜であり、原告たちは直ぐに眠りについた。列車がゴトンと大きく揺れて急に止まり、原告●●は目を覚ました。車内は暗く、列車は停まったままなかなか動かない。みんなも目を覚まし、何だかだんだんと不安になり淋しい気持ちになってきた。その時、誰かが「おかあさん」とつぶやくと、それぞれが「おかあさん」、「おかあさん」と言いだし、とうとうみんなが「おかあさん」と大声で泣き出してしまった。引率の男の先生と保母さんが一生懸命なだめるのであったが、泣き止まなかった。そのうちに、列車がゆっくり動き出し、少し行くと別の線路の貨物列車が赤々と燃えているのが見えた。引率の先生が「宇都宮の車庫が狙われたのだ」と言った。緊張した原告●●達は、いつの間にか泣くのを止めていた。

■■■駅に着いた時、駅前には雪が積もっていた。疎開先は駅前の「■■■」という旅館であった。そこにいた大人は親元を離れた原告●●達が可哀想だと精一杯世話をしてくれた。時々淋しくなったが、そこでの毎日は何不自由ないものであった。原告●●たちが淋しさのあまり、「線路伝いに歩いて行けばお母さんの所に帰れる」と考えて、出掛けて戻らなかったときがあった。そのときも、探して連れ戻し、「お前達が歩いて行った方は東京とは逆だったよ。」と優しく諭してくれた。

そうした生活もひと月経たないうちに終わった。兵隊がこの旅館に泊まるので原告●●達は出て行かなければならなくなった。

原告●●達は■■■から大分離れたお寺に移ったが、その時には縁故疎開先が見つかったとして引き取られて行った子が何人かいたので、お寺に行ったときは6人になっていた。お寺での生活は、炊いたこうりゃん（高粱）少しと汁ばかりの薄いみそ汁が朝夕の食事であった。昼はないときの方が多く、時々小さなガリガリのジャガ芋が2つか3つ出る程度のものであり、原告●●らは常に空腹であった。時々お墓にお参りに来た人が小さなお団子を供えることがあった。原告●●達はそれをこっそりとって分けて食べた。

疎開中、先生に連れられて■■の小学校に一度行ったが、先生から行かなくて良いと言われて、学校には行かなかった。先生は殆ど原告●●達の所には居らず、他の疎開先を廻っていたようであった。保母さんも忙しく余所を廻っていたので、原告●●達は子どもだけでお寺にいた。

原告●●達は、よく転んで膝頭を怪我したが、傷口が膿んでなかなか治らず、日向で乾かそうとしていると蠅が飛んできて傷口に停まるのを、みんなで見ながら、「くすぐったいか？」などと言って時間を潰していた。

夜はお寺の本堂で寝たが、空腹と淋しさを紛らわせるため、順番に自分の作り話をした。疎開先には本もなかったので、来る前に読んでいた漫画の「冒険ダン吉」を基にして、話を作った。それが原告●●にとって一番楽しいことであった。

同年8月15日の朝、昨夜遅く着いたという先生から、今日のお昼に大事な話があるので集まるようにと言われて、本堂に集まった。暫くして、先生が奥の住職さんの家の方からやって来て、「戦争に負けた」とぼつりと言った。

原告●●達は、はじめ何を言われたのか解らなかった。黙ったまま本堂から、底抜けに明るい青空を眺めていた。先生が本堂から出て行ってから、みんなは何て言ったのかと聞き合った。

それから幾日か経ったとき、外で遊んでいた原告たちの頭の上をグラマン戦闘機が1機低空で飛んできて山の向こうに消えて行った。空はとても澄ん

でいて疎開先で戦闘機を見るのは初めてであった。

その日の夕方、お寺に帰ってから、原告●●達の中で一番大きかった○○という子どもが原告たちと口をきかなくなった。いつも一緒に仲良くしていた双子の兄弟の△△という子どもも不思議がった。

原告●●は、迎えに来た兄に連れられて、○○や△△より1週間早く疎開先から東京に帰った。帰った時、母は、出っ歯で目ばかりぎよろぎよろして痩せこけた姿の原告●●を「誰だろう」というような顔をして見た。

帰ってから、疎開に行く前に住んでいた■■■一帯が海軍記念日の5月27日に第2次の東京大空襲で焼け野原となり、○○の家族が皆亡くなったことを知った。

ウ 終戦後の生活

■■から近い上野駅の地下道は家を失った人たちや親を失った子どもたちでごった返しになっていた。原告●●は家族を失った○○がどうしているのか気になってしかたなかったが、誰も教えてくれなかった。そのことは原告●●の心の中に棘となって消えることはない。

戦後の食料事情はどこでも悪かった。原告●●の住む地域もひどいものであったが、疎開先での餓えと比べれば、親のもとで兄姉と一緒にする食事は、空腹であっても心持ちも味も違った。

エ 精神の根っこ

原告●●は考える。人は誰でも生きて行く基本となる精神を持っていると。空襲や集団疎開は原告●●に恐怖と餓えと痛みを与えた。しかし、それらの経験は原告●●のその後の考え方や感じ方の根っこになった。そして、成長とともに、原告●●はいろいろな本を読み、人の話を聞き、その根っこは少しずつ大きく育って行った。

原告●●が中学校2年生の昭和25年に朝鮮戦争が始まった。その時の社会科の先生は陸軍少佐だったと噂のある▼▼▼▼▼という人物であった。その先生の社会科の時間は決まって朝鮮戦争の状況の話で、宿題は新聞に載る朝鮮半島の米英等の国連軍と北朝鮮・中国軍の攻防図を写してくるということのものであった。きれいに色鉛筆で描いて来た生徒は、「君は将来マッカーサー元帥のようになる。」などと大変褒められていたが、原告●●は馴染めず、時々宿題をさぼっていた。

原告●●がベンジャミン・フランクリンの「善い戦争や悪い平和などというものはひとつもあったためしがない。」という言葉が何時、何という本で読んだのか、誰かから聞いたのか、覚えていない。しかし、原告●●はその言葉がきっかけで、何故戦争は起きるのかを考えるようになり、また、戦争と知識人について関心を持つようになった。

ナチス・ドイツや大日本帝国の例を挙げるまでもなく、国が戦争を始めるとき真っ先に行くことは、国に迎合しない知識人に対する弾圧・排除である。為政者にとって、そうした知識人はいつか大衆の心を掴み、反対の狼煙を揚げ、自分達の立場を脅かす虞のある危険人物なのである。そこには基本的人権はない。平和と基本的人権は切り離すことができないものである。

知識人である筈の裁判官も弾圧・排除の対象の例外ではない筈である。しかし、日本では殆どの裁判官が弾圧・排除する側にいた。原告が裁判官の戦争責任の問題を知ったのは昭和37年頃である。法学セミナーに連載された数人の裁判官の話を読み、考えさせられた。

原告●●は大学で法律を学んだ。憲法は、法制局参事官として日本国憲法の制定過程に関与した佐藤功教授の講義を受けた。講義の中心は憲法の制定過程と第9条が中心であった。

原告●●は憲法の前文がとても格調高いものと感じた。中でも、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」という

文言と「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」との言葉は、空襲・集団疎開を経験した原告の胸にストーンと落ちた。

そのようにして、原告●●の生きて行く上での精神の小さな根っこも少しずつ大きくなって行った。その後、原告●●は裁判官になり主として民事事件を担当した。昭和45年東京地裁民事第3部に配属されたとき沖縄復帰訴訟が係属していた。そこで沖縄の抱えている問題を学んだ。行政事件や労働事件、会社更生事件を担当したときに、憲法の基本原理から考える先輩裁判官や基本的人権擁護のために尽力する弁護士と出会い、沢山のものを学び、そうしたことを通して自分の生き方の根を増やし、推測する翼を広げてきた。

戦争のない平和な世の中と基本的人権を守るというのが原告●●の生き方の基本であり、原告●●の精神の柱である。

オ 原告●●と新安保法制法

いわゆる新安保法制法が違憲であることは原告●●にとって疑いのないことである。このような法律を、本来憲法を尊重し擁護する義務がある安部政権の閣僚と安部政権に同調する多数の国会議員とが国会での十分な審議を殊更除けて、単に数の多数で国会で可決成立させたことは、原告●●には狂気の沙汰としか言いようがない。このような法律の制定過程と内容は、子どもの頃に経験した戦争の恐怖と欠乏から芽生え育てて来た原告●●の生き方と精神の根幹を根こそぎにし、打ち砕くもので、原告●●には耐えがたい。

新安保法制法はいろいろな条件を付けているとはいえ、専守防衛の範囲を超えて、武器を使用する戦いを認めている。現代の国家間・民族間の関係は複雑であり、また、兵器や武器は多様化し、かつ、高性能化しているので、新安保法制の下では原告●●たち国民が何時何処で攻撃され、被害に会うか分からない。原告●●は、それが単なる主観的かつ抽象的な危惧ではないと確信してい

る。

太平洋戦争が始まった時に日本の本土が空襲されることをどれだけの人が予測したであろうか。予測していたのは極一部の軍部と政府機関の者でしかなかった。その他は誰1人として想像したものさえいなかった。その時に空襲の危険を唱える人がいたら、それは特殊な人間の被害妄想、単なる主観的・抽象的危惧に過ぎないと一蹴されたであろう。しかし、現実には本土空襲は起こった。

そのような歴史の事実と現在の複雑な国家関係・民族関係、兵器産業の跋扈等を考えれば、原告●●ら日本国民が攻撃にさらされ被害に遭うことは単なる主観的・抽象的危惧でないことが容易に想定できる筈である。そのように思う原告●●は日々いたたまれない想いを噛みしめている。

カ 原告●●の願い—たとえ誰であっても・・・

原告●●は、自分の身近な人ばかりでなく、たとえ新安保法制法に賛成の人でも、戦争による恐怖と欠乏を経験させたくないと強く願っている。そのためには、この新安保法制法の廃止を人生をかけてでも実現させなければならぬと決意して本件提訴に至った。

(三) 原告 ● ● ● ●

ア 生き立ちと戦争体験

原告●●●●(以下「原告●●」)は1941年1月、熊本市で生まれ、戦時中は熊本市で幼年期を過ごし、戦後は熊本県内を転居しながら少年期を過ごした。

父は熊本県庁の職員で、原告の家はごく普通の平凡なサラリーマンの家庭であった。兄弟は他に5人もおり、にぎやかで平和な生活を送っていた。

原告●●は昭和20年7月1日、熊本大空襲を体験した。昭和20年に入って戦況が厳しくなり、原告●●の住む熊本市もアメリカ軍の空襲を受けるようになった。昭和20年7月1日に熊本市は大空襲を受けた。家屋が燃える危険があったので原告●●ら一家は近くの竹やぶに逃げたが、その竹やぶにも火が移り、着のみ着のままで畑の方に逃げて一命をとりとめた。夜の0時頃というのに、空襲による火の手で熊本市街の方角の空は夕焼けみたいに炎で真赤になっていたのを今でも覚えている。焼夷弾は近くの川にもおちてリンが燃え、火の川のようにになっていた。

後から聞いた話では、この大空襲で熊本市街が燃え約400人位の人々が殺され、多くの人々が焼け出されたということであった。

イ 戦後の辛い生活

それ以後生活は一変し、ひもじい毎日、原告●●の父は食糧調達のために歩きまわり、原告●●の母は7人の子育てで苦勞していたことが毎日の粗食によりわかった。

父は復員した人の就職口をつくるために県職を辞し、慣れない製材会社等の民間会社をさまよい続け、一家は熊本県内を転々とした。栄養不足と心労で父は肺結核にかかり仕事が出来なくなってしまった。こんな中でも父はなんとか畑や田をつくって少しでも飢えを防ごうとした。終戦直前の8月13日に1才の妹が栄養失調で他界した。妹は生まれた時から栄養不足で、母の母乳が出ず米のとぎ汁を乳のかわりに飲ませたが、結局衰弱し、栄養失調で亡くなってしまった。6人の兄弟姉妹は腹をすかせ、一家8人が8畳一間に雑魚寝の生活であった。

ウ 父母と別れて

その後原告●●一家は■■■へ汽車に乗って移動した。父が肺結核で仕事がで

きなかったので家には収入がなく、翌日からは、兄は豆腐売りのアルバイト、原告●●と妹は寺に嫁いでいた叔母の元に預けられた。

原告●●は親兄弟姉妹との別れの淋しさに加えて寺での掃除洗濯、冬はヒビ・あかぎれ、しもやけの生活が続いた。父は入院し、母は不自由な目で失業対策の仕事に通っている状況で原告は母の元に帰りたくても帰ることはできなかった。

中学生の頃、ラジオで戦争の反省を語る大人たちの声を耳にした。寺では、戦死者の年忌供養法要や慰霊祭が盛んに行われていた。その時も戦死者の遺族が集まり、「今、あん子がおってくれたらねえ」と溜息とともに泣きくずれ、「もう、戦争やら決してするもんじゃねえなあ」と心の底から語られた。

寺には戦死者の供養の法事で親・兄弟などの遺族が次々に訪れていた。そういう遺族が戦死者の事を想い悲しんだり泣いたりする姿をみるにつけ、原告●●はあらためて戦争の悲惨さ残酷さを思わずにはいられなかった。

エ 仏教者として

原告●●は長年仏教の僧侶を勤めてきたものであるが、仏の教えの中の最も大事な教えの一つに生けるものをむやみに殺してはならないという教えがある。戦争は人を殺すことを目的とする点でこの教えに真向から反するもので、我国をこの戦争への途へ導く危険をもつ今回の新安保法制は仏教者の立場からしても絶対容認できないと考えている。幼い頃からの悲惨な体験がまざまざとよみがえり、悪夢の再来を見る思いと、仏教者としての焦りと苦しみを日々抱えている。

(四) 原告 ● ● ● ●

ア 生き立ちと被爆体験

原告●●●●（以下、「原告●●」という）は、長崎に原子爆弾が投下された1945（昭和20）年8月9日当時満5歳、父母と姉が3人、兄1人弟1人の8人家族で、爆心地から2キロの長崎市稲佐山の麓で暮らしていた。

8月9日当日も空襲警報が出て、原告●●は防空壕に入っていたが、解除になったので帰宅した。原告●●の母は台所で昼食の準備をし、長兄と三姉も在宅、原告●●は弟の面倒を見ていた。父と長姉は三菱造船所に仕事に出かけ、次姉も仕事に出かけていた。

8月9日11時2分、原告●●は突然、光と、大きな爆発音と、爆風に見舞われた。気を失った原告●●が気が付いたとき、潰れた自宅建物の下敷きになっていた。

原告●●の母と長兄、三姉、弟も自宅建物の下敷きになり、台所にいた母は大けがを負った状態でありながら、大声で子らに潰れた家の隙間から早く外にできるように声をかけ、それが助けとなって原告●●らは脱出できた。

時間の経過は不明だが、建物の外に出た原告●●が見た光景は、見渡す限りに建っている建物はないという惨状だった。その中を防空壕へと逃げた原告●●は、何が起きたか分からないまま防空壕の中で母にしがみついて泣き、震えていた。

造船所に仕事に行っていた原告●●の父は、工場のコンクリート壁の中で仕事をしていたことで、一命を取り留めた。しかし、原告●●の長姉は、昼の休憩で製材所の階段に腰かけて、弁当を食べる瞬間に背中から熱戦と爆風を受け、腕から背中全体にかけて焼けただけ、瀕死の状態原告らのいる防空壕に逃げてきた。薬も包帯もない状態で、そのまま防空壕で横になって痛い痛い泣くしかなかった長姉には、日が経つにつれて蛆虫がわき、原告●●らがその蛆虫を1匹1匹とるばかりだった。

そのような状態の長姉を夜も寝ずに見守っていた母は、被爆した放射線によって髪の毛が抜け始め、満42歳で死亡した。次姉も長い間放射能の影響に苦しんだ後、死亡した。長姉は一命を取り留めはしたものの、原爆症の認定を受けることができずにいる。

新型爆弾の投下から暫く経ってから、今般長崎に落とされたのも、広島に落とされたのと同様の原子爆弾であることが分かった。

イ 宮崎への帰郷と戦後の生活

投下から1週間ほどが経ち、着るものも食べるものもなく、もうここでは暮らしていけないと考えた原告●●ら家族は、原告●●の父の親戚が住んでいた宮崎県の■■■■■■■■まで、列車を乗り継ぎながら、所々では怪我や火傷の痛みをこらえながら歩き、半月以上かけて、やっとの思いでたどり着いた。

たどり着いた時、原告の長姉の姿を見た近所の人たちが「葬儀の準備をした方がいいのじゃないか」とささやくほど、酷い状態だった。

ウ 被爆体験者として一二度と同じ苦しみを誰にも与えてはならない

71年間経過後の現在まで、原告ら兄弟姉妹は、原爆による後遺症で苦しみ続けてきた。原告●●自身は甲状腺ガンを患い、3度の手術をし、現在も治療中である。目、耳も不調であり、肘や膝などの関節の痛みにも苦しんでいる。

上記のとおり、原告●●は満5歳時に家族とともに被爆し、家族ともども原爆の後遺症によって苦しんできた。「その苦しみを二度と味わいたくない、平和な日本であってほしい、戦争のない未来を子どもたちに受け継がせよう。」との思いで生きてきたものである。しかし、新安保法制法が多く国民の反対の声を押し切って制定されてしまった現在の日本は、原告●●の願いと裏

腹に、また戦争という過ちの歴史を繰り返そうしているようにしか、原告●●には思えない。戦争によって平和は築けないことを身を以て経験した原告●●は、当時の惨状と苦しみを日々追体験しており、不安に苛まれながら毎日を送っている。

(五) 原告 ● ● ● ●

ア 教育者として

原告●●●●（以下「原告●●」という）は昭和16年生まれである。幼い頃アメリカ軍の空襲で原告の隣の家に焼夷弾が落ちて炎上したことは鮮明に記憶にある。また、空襲警報が出るたびに、母と一緒に防空壕に入ったことも覚えている。戦後も食糧難が続き、子どもだった原告●●はいつもひもじい思いをした。それでも戦争が終わりアメリカ軍の空襲におびえて生活しなくてよくなったことは何より嬉しかった。1947（昭和22）年に小学校に入学した原告●●は、新しい日本国憲法の理念をもとに作られた教育基本法のもとで最初に教育を受けた世代である。

成長した原告●●は教員になり、学科の教育活動だけでなく、よりよい教育を目指し組合活動にも積極的にかかわってきた。原告●●がこれらの活動をするときに、常に一番頼りにになっていたのは、日本国憲法と教育基本法であった。

原告●●が教員として就職した1964（昭和39）年でも、「校長から酒を買ってこいと言われたら無条件に買いに行かなければならない」（特別権力関係）というように、校長や管理職の命令は絶対だという雰囲気は少しまだ残っていた。その後、教職員組合が職場の要求を実現するために校長交渉や県教育委員会交渉に取り組むようになってから、職場が変わり、校長と職員が対等に議論できるようになり、職員会議が実質上議決機関になった学校も出てきた。当時、原告●●達は、1947年に制定された教育基本法の前文を、教員とし

での仕事の目標としていた。

その前文は、

「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」

というものであった。(下線は訴訟代理人)

ところが2006(平成18)年にこの教育基本法を第1次安倍内閣が改悪した(原告●●にとっては「改正」ではなく「改悪」である)。

この改悪された「教育基本法」の前文は、

「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法 の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。」

となっている。(前 同)

「平和を希求する人間の育成」だった目標が、わざわざ削除された。また、「個性豊かな文化」の創造をめざそうとしていたのに、これも削除されてしまった。個性豊かな人間を育てることは、「個人の尊厳」の重要性をうたった日本国憲法の精神そのものである。平和を求める人間の育成もまた、日本国憲法の平和主義の理念を守る人を育てるというものである。2006（平成18）年の教育基本法の前文は、憲法の重要な柱を無視したものに換えられた。

この頃、原告●●は、政権は、今後憲法を改悪して軍事優先の国づくりをしようとしていると感じ始めた。そして、それは新安保法制法によって9年後に実現されてしまった。原告●●は、教育基本法改悪のときにこれに反対する活動をした。しかし、それを食い止められず、ここまで来てしまったことに忸怩たる想いを抱えている。

イ 自衛隊に行った教え子への想い

原告●●は、教育者は誰も教え子を再び戦場に送らないという願いを持っていると信じている。原告●●自らこれをスローガンに平和を守る運動にも積極的に取り組んできた。

原告●●が教員をしている間、毎年生徒の何人かが自衛隊に就職した。自衛隊を志望した動機は、「公務員だからと親が勧めたから」、「各種免許が無料で取得できるから」、「飛行機の整備がしたいから」、「収入等が安定しているから」など様々であった。原告●●はその度に危険な任務につくかもしれない教え子を思うと不安で心が痛んだ。しかし、様々な事情を抱えた生徒達や保護者達に自分の考えを押しつけることはできなかった。

せめてものよすがは、専守防衛に徹する憲法9条の政府解釈のもと自衛隊員が現実に戦闘行為に至る可能性はほぼないと信じているところにあった。災害時の

救助活動などにやり甲斐と誇りを持って取り組んで欲しいと願っていた。

原告●●が退職したのは2001（平成13）年であったが、それまでに自衛隊に就職した教え子たちは、新安保法制法制定以前の入隊者である。教え子もその保護者も誰も自衛隊が戦場に行かされるとは想像していなかった。人間は生きてこそ人生がある。自衛隊員となっても、戦争で命を落とすな、戦争で人を殺すなと原告●●は心の中で叫び続けてきた。

ところが、安部内閣は、憲法改正の手続きを経ずに、閣議決定で憲法9条を骨抜きにするという暴挙に出た。そして、新安保法制を強引に作り上げてしまった。原告●●は、違憲の新安保法制法ができてしまったことに強い怒りを覚えている。そして、現実には南スーダンへの自衛隊派遣の報道に接する度、いつ自分の教え子達も現実には殺し殺されることになってしまうのかと心配でたまらない。教え子や保護者の顔が浮かび、止められなかった自分を責める。しかし、同時にあきらめてはいけないと思う。このまま黙っていては、子どもたちを再び戦場に送ることになってしまう。

70年間、1人の日本の若者も戦争の犠牲者にさせなかった日本国憲法。そして、70年間、他国の兵隊に銃を向けさせなかった日本国憲法。日本国憲法の燃える命で新安保法制法を溶融解体させるには、平和を希求する自分達市民の運動の絶え間ない波動こそが必要だと原告●●は考える。

ウ 新田原基地周辺の住民として

原告●●は、航空自衛隊新田原基地のある新富町の西隣の町西都市に住んでいる。そのため、戦闘機の離発着の騒音がひどく、西都市の一部も「基地周辺騒音補償対象区域」（防音工事補償対象地区）になっていた。実際、住民は日常生活で戦闘機のエンジン音で屋内でテレビやラジオの音もよく聞こえず、学校では授業に支障を来すこともあった。

ところが、九州防衛局は、騒音地域の縮小見直し案を提案してきた。この提

案によると、西都市のこれまでの対象地域の60パーセントが削減されることになる。削減されると、西都市庁舎、小中学校4校、県立高校、西都児湯地区医療センターが補償対象外となってしまう。もちろん、この地域には住宅もたくさんある。この補償地区の見直しは、戦闘機の爆音・騒音の測定方法を変えて、しかも住民の声を聞かずに進めてきた。原告●●を含む住民からすると上から目線の強引さが目立つ。自治体首長の航空祭欠席などの抵抗や住民の要望を踏まえ、再度意見を聴取する動きは見せているが、予断は許さない。

新安保法制となり、原告●●たち基地の周辺に住む者としては、新田原基地が今後どういう役割を持たされることになるのか不安でたまらない。米軍との共同訓練などの機会も増え、日常生活への影響はもはや我慢の限界を超えている。

また、地元に住んでいる自衛隊員は基地周辺住民にとって大切な隣人でもある。新安保法制下で、その隣人が戦場で殺し、殺されたりすることになりはしないかと考えるととても他人事とは思えない。

原告●●は、2016（平成28）年12月16日の「産経ニュース」（インターネット）に接してその不安が現実となっていることを知り、居ても立ってもいられない思いである。

そのニュースは

南スーダンPKOに関して、

「駆け付け警護、死亡時の見舞金9000万円 政府引き上げ、手当も8000円増」

との見出しで、「政府は6日午前、南スーダン国連平和維持活動（PKO）に派遣されている陸上自衛隊部隊に関連し、駆け付け警護を行った際に死亡した隊員に支給する賞恤（しょうじゅつ）金（弔慰金）の最高額を6000万円から9000万円に引き上げる方針を決めた。また、駆け付け警護を行った場合には1日8000円の手当てを追加支給することも閣議決定した。」

「賞恤金は防衛省訓令で定められており、上限は6000万円。イラクでの人道復興支援活動やソマリア沖アデン湾の海賊対処活動のほか、福島第1原発事故に部隊を派遣したときに9000万円に引き上げていた。」

「ただ、政府は駆け付け警護により自衛官のリスクは増大しないとの立場をとっており、賞恤金を引き上げれば野党側の批判を浴びる可能性を懸念。調整が難航し、駆け付け警護の任務を付与される11次隊が南スーダンへ出発した後の決定となった。」

というものであった。

これは政権がどう言い訳をしようと、南スーダンへの駆け付け警護で、自衛隊員が死亡した場合に備えていることは明らかだと思う。

オ 裁判所に向けて

原告●●は、戦争をしない国日本であり続けることが、一番の世界貢献であり、貧しくとも心豊かに日本国民が暮らせる大本である、と声を大にして言いたい。軍事的抑止力に頼ることは、戦争の繰り返しを招き、環境破壊と殺戮の機会を増やすことであり、決して徹底した平和憲法を持つ日本がとってはならない道だと確信している。原告●●は、新安保法制法によって、この確信を踏みつけられた気持ちであり、自宅周辺の戦闘機の爆音を聞きながら苦しんでいる。原告●●は、二度と教え子や隣人を殺し殺される戦闘場面に送ってはならないという強い願いの実現と、ささやかな日常の平穏を求めて、平和憲法や人権を守る最後の砦である裁判所がその役割を果たすことを心から期待して本件提訴に至った。

(六) 原告 ● ● ● ● ●

ア 長崎での被爆

原告●●●●●（以下、「原告●●」という）は、長崎に原子爆弾が投下された1945（昭和20）年8月9日当時満7歳の小学1年生だった。登校する時には、上級生が原告●●宅前に迎えに来てくれ、一緒に手をつないで通っていた。

原告●●の家族は、父母と長女の原告●●，そして妹の4人家族だった。母は、長崎駅前(■■■)で旅館業を営み、父は県の消防本部に勤務し、毎日忙しく、家庭内のことはほとんど母が1人で切りもりしていた。

原告●●の父は、消防本部勤務の職業柄、8月に入ってから、空中を飛ぶ敵の偵察機等を見て、何か悪い事が起きるのではないかとの不安に駆られ、原告●●らを4キロ程離れた■■■に疎開させた。疎開先は旅館で、たまたま布団部屋しか空いておらず、窓もなく布団が重なりあって、人が住むところではなかったと、原告●●は記憶している。

8月9日当日は、朝から天気が良く、蒸し暑い日で、飛行機の音もせず、通常より静かだった。朝食を済ませた原告●●は、久しぶりに外で大いに遊んでいた。午前11時前、母が「早く帰ってきなさい」と呼びに来て、旅館（住居）に着いて10分くらい経った時、原子爆弾が投下された。

原告●●の住んでいた旅館の中も、階段は崩れ落ち、泊り客のうめき声や、「助けて」という叫び声が聞こえていた。原告●●は、命からがらその場から逃げ出した。

翌10日、原告●●の父の消息が分からなかったため、原告●●は、■■■から約4キロ先の父の勤務先まで歩いて探しに行った。途中、両側には山のようになった多数の人の死骸があり、7才にしてこの世の地獄を見た。尋ね尋ねてやっと父に会うことが出来た原告●●は、奇跡的に無事に生き残った家族4人で手を取り合うことができた。

イ 一家での帰郷と戦後の生活

家族4人再会して間もなく、住む家も焼かれ、食べることも出来ず、ここには住めないと一大決心した原告●●の父は、一家で長崎を出ることにした。列車に乗り、線路が寸断した所は歩き、鉄橋の上を歩いたり、又列車に乗り継いだりして、やっとの思いで父の出身地である宮崎県■■■■■に着いた。原告●●は、この地で2度目の人生を歩くことになったが、その間の父母の苦労は並大抵ではなかった。

ウ 被爆者として一二度と戦争を繰り返してはならない

原告●●は現在、宮崎県原爆被害者の会の会長を務めている。その願いは、「世界平和」「三度被爆者をつくらない」である。どんな事情があっても「核と人類は共存できない」「二度と戦争を繰り返してはいけない、させてはいけない。原告たちと同じ苦しみを子どもや孫、後世にさせてはならない。生きてくても生きられなかった人達のために、恒久平和の実現活動を続けていく。」との深い思いで、今日までできる限りの取り組みをしてきた。

しかし、原告●●にとって、現在の政治は、戦争の苦しみを二度と味わいたくない、また世界の人達にも味わわせてはならないという被爆者の思いからかけ離れて、新安保法制法を成立させるなど、再び戦争への道を歩もうとしているようにしか思えない。原告●●は、再び同じ過ちが繰り返され、自分が見た地獄絵がよみがえるのではないかという不安な思いで、毎日を過ごしている。

(七) 原告 ● ● ● ●

ア 生い立ち～小学生まで（中国との戦争）

原告●●●●（以下「原告●●」という）は1926（昭和2）年宮崎県■

■で生れた。現在91才である。

1937（昭和12）年に昭和天皇は100万という大軍を中国本土の北京、天津、南京、漢江など中国全土へ送り大がかりな侵略戦争をはじめた。いわゆる日中戦争である。

このため■■から父や兄達が大勢、家族も仕事も何もかも放って、赤紙で召集されて戦争に出ていった。「勝ってくるぞと勇ましく」という軍歌で、日の丸の旗を振り、「万歳」「万歳」と子どももみんなで戦場に送り出したのである。「千人針」を作ってもたせた。

働き手が居なくなった■■は大変だった。トラクターなど全くない時代であった。原告●●ら子どもは午前中だけの授業、午後は農家の手伝いとなった。おまけに米や麦、からいも（さつまいも）等の生産出荷命令は、ますます厳しく増産供出命令に、残された主婦や老人、子どもは必死だった。次の年になると少なからずの戦死者が遺骨となつての帰村であった。日の丸の旗に黒い紙をつけて出迎え、小学校教室を空けて町葬となった。

イ 中学生の頃ーロシア、モンゴルとの戦争

1938（昭和13）年～1939（昭和14）年には、更にロシアやモンゴルとの「張胡峰戦争」「ノモンハン戦争」などが続いた。その度にこの■■から十数名の戦死者が出た。

原告●●は■小学校を終えると、県立■■中学校に進学し寮生活となった。5年制の中学の運動場には武器庫があり、本物の38小銃、機関銃などが保管されていた。1年生から5年生まで交代で使用して本格的軍事訓練が週2時間以上正科の軍事訓練を受け、登下校はゲートル着用を強制された。

▼▼大佐という六師団からの配属将校の他に、▼▼、△△二人の将校が教官、文字通り陸軍の予備校だった。

戦争は実に60%の兵士が餓死と病死で、その犠牲は160万人と言われ、

しかし大本営は「敗北」を「玉砕」と言い、「退却」を「転進」などと、国民に嘘の発表を続けた。

ウ 江田島海軍兵学校で経験した広島原爆

1943（昭和18）年、原告●●は旧制中学4年の夏、自ら海軍士官への道を選んで、江田島海軍兵学校××期選抜試験を受け、××期生として入校した。1944（昭和19）年、2学年になると、岩国航空隊横に増設された岩国分校に7ヶ月所属した。江田島○○○○○分隊に所属したが、その時、1945（昭和20）年8月6日午前8時15分、広島原子爆弾の爆発を目撃した。

江田島は、広島湾に浮かぶ広島から15km離れた島であったから、青白い閃光と百雷の如き大音響と、すさまじい「地響き」を受け、校庭の庭の枝が折れたり、二階の窓ガラスが落ちて割れたりした。古鷹山から広島市を望むと、全市を走った赤い炎、もくもくと立ち昇る巨大な入道雲……そして2500メートル上空はキノコの頭状に変化……さらにその上空1万メートルに薄く光る二条のB29の航跡雲……。この光景は70年経っても原告●●の目に焼き付いている。

人類が初めて知った「原子爆弾」の原理と実際の作用であった。この日の午後、江田島海軍病院には真黒く赤茶けたヤケドで殆ど裸のご婦人、子どもら大勢が大発艇やランチ、漁船で搬送されてきた。髪の毛も焼け、腕、頭、背中、手足が赤黒く焼けただけの大勢の被爆者であった。しかし、海軍兵学校専用の病院だったため、そんなに大きい病院ではなかったため、殆どの患者が病院の庭に寝かされたまま、何の治療も受けることもなく、水を求める声もかなえてやることなく、殆どが夕方までに亡くなった。原告●●のいた○○○○○分隊はこの江田島海軍病院の下にあったので、××期生最上級の原告●●らはすぐに駆けつけ、少しだが救援に努めた。原告●●が抱きかかえた男の人は左肘から先が切れていたが、焼けて血は出ていなかった。「家の

下敷きになっていたところを引っぱり出してもらった……」と低い声で言ったが、顔にはガラスがいっぱいささっていた。それを取ってやることもできないまま夕方を引き取られた。全員が、それはそれは悲惨きわまる姿だった。少し風が吹いたところ、そばに寝かされていた婦人の髪の毛がふっと飛んだ。頭が完全に黒く焼かれていて、顔や背中にはたくさんのガラスもささっていた。原告●●は母を思った。殆ど半袖、しかもモンペも焼かれ、裸体の「母」だった。次の日も宇部から瀕死の人達が運ばれてきたが、どこの誰かも年がいくつかも何もわからないままに死んでいき、次の日、裏山を掘って埋められた。

エ 戦争に対する根本的疑問と日本国憲法公布

原告●●は、国民を守るべき軍隊が「被爆者に背を向けて天皇の命令を守り逃げた」ことに大きな疑問を持ち続けることになった。そして、自ら進んで軍人に志願した原告●●が生きて帰り、無理やり家族も仕事も何もかも捨てさせられ侵略戦争に引っぱり出されて出征した原告●●の叔父2人、従兄弟2人、さらに父の従兄弟2人の計6人の身内が戦争から帰らなかったという現実。これらは日に日に原告●●の疑問をふくらませていった。原告●●は改めて近現代史を学び直し、「15年も続いたあの戦争は一体何だったのか」という疑問を解明すべく必死で学び直した。そして、あの戦争に命をかけて反対した真の愛国者のいたことを知り、そしてあの戦争で大儲けをした「死の商人」がいたことも知った。ヒロシマ原爆が、いかに大勢の人々を殺すか、いかにたくさんの建物を壊せるか……正に「人体実験」をしたことなどを知った。そして1946（昭和21）年11月3日、新しい日本国憲法が公布された時、原告は両手を挙げて「バンザイ」と叫び、「主権が国民に存すること」、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意」した。

オ 新安保法制法への怒りと苦しみ

原告●●は、戦後70年、日本が様々な障害や逆風の中でもこの決意を必死で守り続けてきたことを誇りに思ってきた。ところが、新安保法制によって、日本は戦争のできる国になってしまった。原告●●の誇りも、新しい日本国憲法が公布された当時の喜びも無残に打ち砕かれた。再び歴史が逆行して、日本がまた愚かなことを繰り返すのかと思うと原告●●はやりきれない。「血を流さないのは身勝手である」などという生命軽視から出発する言説に惑わされてはならない。「死の商人」に好きなようにもうけさせ、人々がその恩恵に預かるようなことはやめなければならない。生命や犠牲を厭わないというマインドコントロールに国民全体が駆り出された結果のあの惨状がどこかで繰り返されてはならないという止むに止まれぬ思いである。

(八) 原告 ● ● ● ●

ア 生き立ちと戦争体験

原告●●●●（以下「原告●●」という）は昭和12年3月21日に宮崎市で生まれ育った。市内■■■に住んでいた時、遊んでいて井戸の中に落ち助けられたり、木炭バスの落とした炭火でやけどをしたこともあった。

1943（昭和18）年4月、原告●●は当時宮崎市立第■■■■小学校（現在の■■■小学校）に入学した。その三学期には■■■山まで避難訓練をしている。

子どもも「小国民」として戦争に協力させられていた。学校から動員されて、田んぼの虫取り、落穂ひろい、桑の枝から皮をはぎ乾燥させて提出し、「兵隊さんの服になる」と聞いていた。

1944（昭和19）年夏ごろには米軍の空襲が激しくなり、学校に通えなくなった。住んでいる■■■町の■■■神社の森が「分校」になり青空天井で

の勉強だった。しかし、毎日空襲警報が鳴るたびに防空壕へ逃げ込み、勉強どころではない。小学3年で戦争は終わったが、本校に帰れたのは5年生になってからだった。その間は兵舎跡、農協倉庫、公民館などが教室だった。

イ 米軍機から直接狙われて

米軍機に狙われたことが2回ある。1回目は、父と家の軒下に立っていた時、家の前の田んぼを見ていた。飛行機の音は聞こえなかったが、突然、機銃射撃でバシイッ、バツバツバツと音がして原告達が立っていた足元の柱石に当たり欠け、稲がパツパツと切れていった。操縦士は正確に2人を狙って撃ったのだろう。ほんの数十センチ外れただけで命拾いをした。

もう1度は、弟と■■町の▼▼商店に買い物に行く途中で、国道を歩いていたら戦場坂の方から戦闘機の音がして、急降下になり振り返るとまっすぐに来ていて大急ぎで橋の下へ飛び込み難を逃れた。パイロットの顔が見えていた気がする。

原告●●の家の100メートルくらい東にある家の裏山に米軍機が燃料タンクを落としたことがあり、すぐに日本兵が来て回収した。燃料が空になって捨てたのだが、当時の日本では考えられなかったことだった。当時はすべての金属類は政府に強制的に提出されていた。火の見やぐらの鐘もお寺の鐘も橋の手すりもなくなった。通貨も紙だけになった。

大淀川の堤防下に戦車を土でつくられたものが並んでいたり、樹木下に藁人形を立たせていたが、米軍は爆弾を落とさなかった。子ども騙しでは戦争にならなかった。

ウ 戦後の苦しい生活

戦時中は物資不足で、すべてのものが配給キップがなければ買えなかった。いつも食べ物がなく、お腹をすかし、栄養失調で生きていた。食べ盛りの子ども

もを多く抱えて父母は大変だった。戦後もからいも（さつまいも）を盗んで生で食べたり，下宿していた大学生とみかん泥棒にいたり，爆薬で魚をとったりもした。生きることに懸命だった時代である。母はイモや小麦粉，野菜などで代用食を作ってくれて食べさせてくれていた。ある時は，ランプの灯油が鍋に入り，それを食べなければ食べるものはない。口の中に痛みを感じながら食べた。

エ 伯父から聞いた戦場での悲惨な体験など

父は大工で年齢もあって兵隊ではなく軍属として中国・海南島に行っていた。帰国すると赤江や六野原の飛行場作りに行っていた。戦後も生き74歳で亡くなった。

母と子どもで山を切り開き，畑にして作物をつくり，食糧確保に懸命で，学校を休んでの畑仕事も当たり前だった。母は苦勞の多かった人生だったが，戦後の平和な時代を100歳まで生きた。

原告●●が伯父から聞いたことであるが，伯父は兵隊で南方（フィリピン）のジャングルを転々と逃げていて捕虜になって戦後数年して生きて帰ってきた。その話では，病気で動けない兵隊は病舎に爆薬を仕掛けて殺し，歩けるものは手りゅう弾を持たされ「歩けなくなったら自爆せよ」と命令されていた。伯父は歩けなくなり，山を下りて現地の人に頼んで「自分が着ている衣類をやるから」と背負って米軍のいる所まで運んでもらい，捕虜になり生きて原告らの家へ帰ってきた。毎年夏になるとマラリアが発症して，ガタガタ震えが治まらなくて布団の上から押さえていた。元気になってからは炭鉱マンとして働いた。

オ 新安保法制法と悪夢の再来

原告●●は，子どもの頃の恐ろしく，苦しい体験を今でも昨日のことのよう

に鮮明に覚えている。新安保法制法案が国会で議論されていた頃、新法として成立してしまった後、その記憶は悪夢のように原告●●を悩ませている。また、あのような恐ろしい思いを孫子にさせてしまうのかと思うと苦しく、怒りと悲しみが湧いてくる。

再び、日本が戦争のできる国になってしまうという焦りに苛まれる。現在そして将来の世代に二度と自分のような体験をさせてはならないと心の底から原告●●は思う。

(九) 原告 ● ● ●

ア 生い立ちと宮崎市空襲の記憶

原告●●●(以下「原告●●」)は、昭和11年に生まれ、刑務所に勤務していた父親が平成18年に兵役招集を受け戦地に赴いた留守に家族と宮崎市に居住していた。昭和20年5月11日、国民小学校3年生のときに学校に爆弾や機銃掃射攻撃を受け、逃げ惑う中見ず知らずの女性に手を引かれて防空壕に逃げ込み九死に一生を得た。しかし、同級生や上・下級生が死亡した。また、自宅のわずか100メートル先の民家の防空壕が爆弾の直撃を受け、老夫婦と娘3人が死亡した。空襲がひどくなり学童疎開したが、空腹を抱え寂しく心細い思いをした。これらの恐怖体験の影響か、戦後10年以上飛行機のエンジン音を聞くと怯えていた。

イ 父の原爆投下直後の広島での被爆

原告●●の父は、昭和20年8月6日原爆投下直後の広島に入り、町が焼き尽くされ破壊され無残な焼死体で溢れる中、放射能を浴びながら約3ヶ月救助活動や死体焼却、連隊の片付けなどにあたった。(当時元々広島に配属されていた父は休暇で宮崎に帰省して帰りの汽車が2時間遅れて広島に到着した

ために原爆投下の直接被害を免れた。) 家族のもとに戻ったときには、気力もなく歯茎からは出血し、文字通り虚脱状態であった。約2年間は床に伏せていたが、当時は治療法もなく、生命はとりとめたものの、身体が自由に動かず、半身不随に近い状態になった。それでも、戦後の苦しく貧しい生活の中家族を養うべく、懸命に働き食糧を調達した。その痛々しい姿は訥々と話してくれた広島での地獄絵の話とともに原告●●の記憶に今でも鮮明に残っている。

ウ 戦争の記憶と将来世代への思い

原告●●は、今でもサツマイモとカボチャが食べられない。戦時中や戦後食べ物に困り、何でも食べたが特にこれらを食べ過ぎており、惨めな食事を思い出すのが辛い。

原告●●は中学教師となったが、自分の辛い体験を教え子や自分の子や孫に味わわせてはならず、自分の世代で最後にしなければならないという確信をもって教育に携わってきた。理科教師であったが、機会があれば戦争体験を分かりやすく表現した詩や漫画などを紹介し、子ども達に語ってきた。同時に何が戦争を引き起こしたのか勉強もした。そして、戦時体制が軍部や政府によって作られ国民を黙らせていたことを知り怒りを覚えた。

このような体験を経て、2度と戦争を引き起こしてはならない、平和を守って行かなければならないという確信が原告●●の魂に深く刻まれた。それは日本国憲法の恒久平和主義と軌を一にするものであり、戦後平和教育と共に原告●●に深く根付き、その人生における生活信条、思想信条として、その人格と一体のものとなった。

日本が積極的に戦争のできる国になってしまう新安保法制法は、原告●●にとって、憲法違反であり、絶対に許してはならないものである。昨年の新安保法制法反対行動にも参加した原告●●は、憲法を守らねばならないはずの内閣が簡単に閣議で憲法解釈をねじ曲げ、強行採決という形で新安保法制法

を成立施行させたことで、戦時中の記憶が鮮やかに呼び覚まされた。将来世代に自分と同じ苦しきをもたらすことの苦しき、悲しき、憤り、焦り、そしてこれをとめられなかった自責の念などが駆け巡り、居ても立ってもいられない気持ちになる。

また、自分の子どもや孫のことだけでなく、日本が大国に協力して海外どこでも武力を使い、海外で自然や人々の平穏な生活を奪うことに荷担するかと思うとやりきれない。さらに、秘密保護法やテロ準備罪（共謀罪）の立法の動きなどに、国民全体が政府の政策に対して物を言いにくい体制を敏感に感じ、戦前の治安維持法に基づく国家総動員体制と同様の危険を感じている。今声をあげなければ死んでも死にきれないという悲痛な思いで本件提訴に至った。

(一〇) 原告 ● ● ● ●

ア 旧満州からの引き揚げ体験

原告●●●●（以下「原告●●」という）は、昭和14年に3人兄弟姉妹の長女として生まれ、昭和20年の終戦時には農林省（馬事公社）勤務の父親とともに家族5人で満州■■の宿舎に居住していた。

原告●●は当時6歳であったが、同年8月10日に勤務先から慌ただしく帰宅した父から急遽内地に引き揚げると聞かされ、取るものも取りあえず翌11日に宿舎の他の家族と共に満鉄の無蓋列車で■■を出発した。同月15日の朝、朝鮮半島の■■で日本の敗戦を知らされ、満州国の消滅により満鉄が動かなくなり、その場に全員放り出された。そして、近隣の日本人住民宅に分宿した。父は、八路軍の日本人狩りの恐怖から逃れ、知恵を働かせて食糧を獲得してくれたが、出産後間もない母は母乳がでないため、乳飲み子の弟は泣くことすらままならず、栄養失調状態であった（引き揚げ時には乳飲み子の泣き声で逃げ

る途中発見されることを恐れ、母親が乳飲み子の口を塞ぎ死なせるという例もあり、皮肉にもそれは免れた)。また、分宿した先の若い女性が八路軍に追い回され、家人が何とかかくまって庇う場面を目撃した。そのような生活を1年ほどした後、中国遼東湾岸の胡芦島から日本への引き揚げ船が出るという情報が入り、4歳の妹を父が、1歳の弟を母が背負い、7歳になっていた原告●●は空腹を抱え、八路軍の日本人狩りを逃れ夜陰に紛れて延々と歩いて港に向かった。そして、ようやく乗れた引き揚げ船の船底にすし詰め状態で詰め込まれ、顔を横に向けることすらままならなかった。衛生状態も悪くコレラを発症する者があり、そのために佐世保沖で約1ヶ月停泊を余儀なくされた。生命からがらの状態で何とか佐世保についたが、父親の郷里の宮崎市■■にたどり着いたのは敗戦後1年3ヶ月を経た昭和21年11月23日であった。原告●●が引き揚げ船の船上の光景で忘れられないことがある。船中で人が死亡すると、長い汽笛の音と共に遺体は船縁から海に投げられた。海中では、遺体にすぐに魚が寄ってきていたが、何度もそれを目撃した。

イ 引き揚げ時の結核感染と健康不安

このような過酷な引き揚げ体験をしてようやく郷里に戻ったが、■■で分宿した家に結核患者がおり、原告●●と妹弟の3人はいずれも小児結核に感染した。長女の原告●●は10歳時に結核性リンパ節とカリエスを発症し、放射線治療等を受け15歳(中3の終わり頃)で肺浸潤と診断され安静を強いられようやく完治した。しかし、50年後の60歳で結核性リンパ節を再発し1年間投薬治療を余儀なくされた。妹は、17歳の高校卒業前に肺結核を発症し、上葉肺切手術を受け1年間療養し、その後就職したが、結婚後もその影響で2度の子宮外妊娠のために最終的に卵巣摘出を余儀なくされ、子どもを持たず、さらに手術時の輸血でC型肝炎のキャリアとなり今でも発症の不安を抱えている。引き揚げ時3歳だった弟は、栄養失調で大きな目、痩せた手

足、お腹だけが大きくふくらんだ状態で3歳頃まで歩けなかったうえ、高校入学時に肺結核を発症し、上葉肺切手術を受け1年休学を余儀なくされ、治療薬のストレプトマイシンで難聴になり、ストレスを抱えることとなった。

このような引き揚げ時の辛い体験は原告●●の記憶に深く刻まれ、兄弟姉妹全員戦争の爪痕によって常に健康に不安を持ちながら現在まで暮らしてきた。

ウ 平和が人生のテーマ引き裂かれる思い

原告●●もまた、一生に影を落とすこのような経験は自分達の世代限りになければならないという確信をもって生きてきた。そのため、若い時から安保条約や平和に関することには関心を持ち続け、安保条約改定反対のデモにも参加してきた。また、子どもを持つてからは、日常的な文化活動を通して子どもにいのちと平和を希求する心を育む社会教育を実践しようと親子劇場の活動に長年携わってきた。

このような原告●●にとって、平和は人生のテーマそのものである。原告●●は戦争体験を引きずりながらも70年間殺し殺されることのない日本であったこと、それを守ってきたことに感謝と誇りを持ってきた。しかし、新安保法制によってそれはもろくも崩れてしまった。それは、原告●●にとって人生のテーマが引き裂かれたに等しい。その絶望感はまるで原告●●の身体が引き裂かれたような衝撃を原告●●に与えている。日本を再び戦争のできる国にしてはならない、二度と被害者にも加害者にもなってはいけない。そのような悲愴な思いで原告●●は本件提訴を決意し、仲間を増やしてきた。今、行動に移さなければ世論を作り憲法を守っていかなければ、孫子の代に顔向けできないという焦りと強い憤りが原告●●を突き動かしている。

(一一) 原告 ● ● ● ● ●

ア 自衛官の家族として

原告●●●●●(以下、「原告●●」という)は、1947(昭和22)年に生まれた。日本国憲法が施行された年である。その後、小学校でも、そして中学校では憲法のことには常に学んでいた。原告●●が中学生のとき、生徒手帳の規則が厳しく憲法に沿っていないなどと生徒同士で話し合ったり、男子生徒は丸坊主はいやだとかいう話をしていた。その後は、概ね平穏な社会の中で生活してきたので、憲法のことを取り立てて話題にすることなく過ぎて行った。

やがて、原告●●は子どもを持つ母となった。成長した原告●●の三男は、「災害や、世界の様々な出来事に対して自衛官として働くことができる。」と、責任感と希望を胸に自衛隊に入隊した。原告●●の三男は、自衛官の試験を受けるときから、大人としての自覚ができてきて、きりっとし始めていた。原告●●は、親として自衛隊に入ることに心配もあり、親戚の元自衛隊パイロットだった人にいじめなどがどうか聞いたりしたが、「今の自衛隊は大丈夫。」という言葉だったので、これを信じ安心していた。当時、後にこれを後悔し、苦しむことになるなど想像だにしていなかった。

イ 三男のいじめ自死の経験から

原告●●の三男は防衛庁(当時)の曹候補学生の試験を受け、合格して2年間の曹候補学生としての訓練を経て3曹という身分になり、海上自衛官として護衛艦に配置された。ところが、その護衛艦に乗船し任務についてわずか7か月を過ぎたときに自ら命を絶つことになった。この護衛艦ではわずか1年半の間、特に三男が配属されていたと同じ期間だけでも、自殺や、転落行方不明者が続出していた。

原告●●の三男は護衛艦に乗船した頃は、結婚して子供が生まれたばかりで

プライベートでは幸せいっぱいの暮らしをしていた。しかし、新米3曹として護衛艦の生活は大変だったようで、「仕事以外のことで悩む、イジメや虐待が常にある、標的になっている後輩がいる」「僕も宮崎の焼酎『百年の孤独』をせびられている」といった話を原告●●は時折聞いていた。

原告●●は、三男が自ら死を選ばなければならなかった理由は何だったのか、真実を知りたいという一心で、三男の自殺について自衛隊の調査を待った。ところが、半年かけて作られた調査報告書には三男は「仕事ができないことを悩んで亡くなった」ということになっていた。

後日明らかにされることになったが、当時から、原告●●は三男の自殺は護衛艦内で横行していたいじめが原因ではないかと強く疑っていた。

原告●●の三男は、護衛艦に乗艦するまでの1年間実習船に乗っていたが、その時の実習日誌には、毎日分隊長が細かく感想やアドバイスを書き入れてくれていた。

しかし、実習を終えたとはいえ、その後任務で乗船したのは、別の大きな護衛艦で、しかも、原告●●の三男の同期は誰もいなかった。護衛艦の乗組員は身分は海士、海士長で三男より階級こそ下であったが、護衛艦の仕事に関しては、数段慣れていた。護衛艦には、「班長」という同僚・先輩がいて新米3曹の三男を面白くないと思っても不思議ではなく、閉鎖された護衛艦ではどんないじめも可能であった。そういうことは何にも知らない三男は、この班長のいじめの恰好の餌食になった。

ところが、自衛隊の調査報告書では、全くいじめには触れず、単に三男は仕事ができなかったから自殺したと片付けられてしまっていた。

残された三男の手帳には、真面目に仕事を覚えようとしたらしく、ぎっしりと機関科の仕事や、機械や機器のことが書いてあった。原告●●は、そのように真面目で頑張り屋の三男が単に仕事ができないと言うだけで自ら生命を絶つはずがないと考えた。まして、当時昇進も果たし家庭生活も幸福の絶

頂であった。どう考えても、自殺した理由は自衛隊内部の人間関係にあると日頃の三男の愚痴からほぼ確信していた。

原告●●は、自衛隊に子どもが就職するという喜びや不安と言った家族の思いなど一顧だにしないのが自衛隊という組織とは三男が入隊した当時は思いもよらなかった。しかし、このおざなりな調査報告書を前にして、自衛隊という組織は、三男の命が無くなったことの重みや、三男の命の尊厳などこれっぽっちも念頭にないのだということが分かった。三男が自衛隊の曹候補学生として受験した頃は、希望者がたいへん多く倍率も14～15倍の高さであった。一生懸命勉強をして自衛官の道を選ぶ子ども達、その家族の思いを何一つ慮ることなく、まるで使ってしまった薬莢の如く用無しにされているとつくづく感じた。

そのとき、原告●●は自衛隊に裏切られたという思いと三男の為にもっと調べてやればよかったという自責の念に駆られ、悔やまれてならなかった。

原告●●は、愛する三男が突然いなくなり、初めて自分自身の愚かさゆえに三男を失ってしまったと苦しみ続けた。

ウ 改めて生命の重みと平和憲法の大切さをかみしめて

しかし、原告●●は、「単に後悔ばかりしてはいけない。こんなことでは三男があまりにもかわいそう。それにこういう国のやり方は憲法の本質に反する。」という思いが湧いてきた。三男の問題は、純粋に司法に頼まなければならないと思うようになり、幸い、家族の気持ちを理解してくれる弁護士達が大きく弁護団を組み、自衛官いじめ自殺による国家賠償請求事件として提訴し、支援者がいつも法廷に傍聴に来てくれた。そして、原告●●が起こした裁判は、第二審福岡高裁で原告●●の主張が認められ逆転勝訴判決を得た。

原告●●の三男はどんなことをしても帰ってこない。しかし、親として、三男が純粋な心で懸命に生きたことの証として、名誉を回復し自衛隊の過ちを正

すことができた。そのことを原告●●は弁護団や支援者、そして裁判所に心から感謝した。

この裁判を通して、原告●●は自衛官がおかれた生命軽視・人間性破壊の職務環境を改めて見ることとなった。自衛隊が違憲であるという見解があることも知っている。しかし、原告●●は自衛隊が合憲か違憲かには関わりなく、自衛官の生命は大切にされなければならないと考える。そのため、自衛官のいのちを守る会を作りその活動をしている。三男が希望と誇りをもって勤務していた自衛隊が、その希望と誇りに値する組織であって欲しいと心から願っている。

新安保法制法によって海外で自衛官が武力行使に追い込まれることを自衛官本人も家族も不安に思っている。原告●●にとって、それは自分自身の不安と痛みそのものである。

エ 国の誤りは正さなければならない

原告●●は、国も間違ふことがあるということを三男の裁判を通してはっきりと分かった。

しかし、国の間違いは正さなければならない。そのときに正しておかないとその後、同様の間違いが次々に起きて放置される危険性がある。そのために自分達市民には日本国憲法があると原告●●は思っている。

原告●●に深い感銘を与えた一冊の本がある。1946（昭和21）年1月に刊行された「日本国憲法 解説と資料」（時事通信社）である。この本には日本国憲法ができた時の国民の歓喜がつぶさに示されている。この中には、新憲法がどのようにして作られたか、ということから衆議院、貴族院それぞれの国会議員の中からもなる帝国憲法改正特別委員会のこと、そして憲法が発布の運びとなった日の国会での衆議院の委員長、貴族院の委員長の答弁や各政党代表者などの発言が、平和憲法ができた喜びにあふれんばかりに書き綴られている。

そこに何度も出てくる言葉は、「戦争は人類最大の罪悪」「明治憲法の下で、われらが愛する祖国と同胞を今日の境涯にみちびいたということは痛恨のきわみ」だというものである。そして、「二度と再び、政府による戦争が起きないように」という強い決意と願いが書き綴られている。

さらに、このように憲法は書いてあるものだけでもこれから国民が民主主義と平和の憲法としてまさに命を吹き込んでいくものだということが書かれている。各党の代表の国会発言も総て議事録がここに記されている。

憲法がいかにか真摯に衆議院、貴族院、また憲法改正特別委員会で崇高ともいえる審議を重ねられたか立法機関の立法機関たる本質が伝わってくる。

翻って近年では、原告●●の三男の事件が起きた頃から、国会では、憲法改正を言う人達が現れ、堂々と物を言い出した。そして、「自衛隊にいじめが多いのは戦争がないからたるんでるんだ。」などという声も聞こえてきた。

これを聞いた原告●●は、「戦時中の下士官いじめはそれはひどいもので、その悪しき伝統が受け継がれているから一般社会では考えもつかない幼稚ないじめが今も自衛隊の中で行われているというのに・・・」と反論したくなった。そして、なんとしても自衛隊を戦場に駆り出したい人達がいて、それを煽るに恰好の物言いがまかり通っていると感じた。

その後イラク戦争が始まり、日本も大方の国民の反対を押し切って自衛隊はイラクに派遣された。それからは、なし崩しに、武器、装備品の保有は増大し、ついに武器輸出三原則も解かれ、新安保法制法が制定された。原告●●は、この時の国会の様子をテレビで見えていたが、怒号の中でとても法律が成立できるような状況ではないと悔しかった。苦しかった。そのよう状態で成立してしまったことに怒りを覚えた。

原告●●は、立法機関が法律を作るときは真摯に日本国憲法が作られた時のように臨むべきであって、怒号の中で強硬に採決してはいけないと強く思

った。

日本国憲法は国民の幸せ、世界の平和への貢献ができるようにと一生懸命に考えて作られたものである。その爪の垢を煎じて飲んでも足りないくらいに今の国会や内閣のやり方は間違っていると原告●●は思う。

国民のためにならない、世界の平和にも寄与しない戦争のできる国だけのための新安保法制は、人類最大の罪悪法だと思えてならない。これでは原告●●も未来の国民も平和な社会で生きている安心感を持ってない。このような未来の国民までも不幸にする新安保法制は、原告●●にとっては、三男の死を一顧だにしないことの延長線上にある。悔しく、苦しく、身の置き所がない。

政府は、戦争の準備のために、軍事費に予算を大幅に増やし国民の生存権や基本的人権を次々に制限し生活をおびやかしてきている。現在の国民だけでなく、未来に生きる人々の為に、新安保法制を廃止し、これによる政府の行為をやめさせなければならない。原告●●のような悲しく苦しい思いをする自衛官の家族をこれ以上増やしてはならない。日本から世界の平和へ向けて本当のリーダーシップをとるべき責任が、自分達国民にも裁判所にもあると原告●●は苦しいまでに確信している。

(一二) 原告 ● ● ● ●

ア 生い立ちと戦争体験

原告●●●●(以下「原告●●」という)は1940(昭和15)年生まれであり、幼少期(5歳の頃)に空襲を受け恐怖を味わった。また、戦中戦後と食糧難のために空腹を抱えて暮らした経験を持つ。加えて、叔父一家5人が中国北部(旧満州)で終戦事に消息不明になったことは幼い原告●●に忘れがたい喪失感をもたらした。これらの戦争体験は今でも原告●●に鮮明な記憶とし

て残っており、戦争の恐ろしさを強く感じている。

イ 新安保法制による科学研究者としての苦悩

宮崎大学農学部教授として長年研究を続け、学長を務めた経験を持つ原告●●が特に強い懸念を持っていることがある。それは、研究者として、科学技術の進展結果が戦争に使われる懸念であり、既に現実化し、それが新安保法制によって公然化しつつあることである。原告●●はそれをひしひしと感じ焦燥感に苛まれている。それを感じつつ、原告●●は改めて科学技術の本質と新安保法制によって科学研究がおかれる現実の状況について次のように再考分析する。

(科学・技術は本来両刃の剣)

事象の本質やその法則性を追求する科学と科学の成果を生産に援用する技術は相互的であり、両者を画然と区別することはできない。また、どのような科学・技術も民生用と軍事用に判別することはできない。民生研究を意図した研究であっても、その意思とは別に研究成果が軍事目的に利用されることは珍しくない。基礎研究であっても例外ではない。したがって、研究者・技術者は自らの研究・技術が場合によっては軍事目的に使われる可能性があることを自覚しなければならない。

発達した科学・技術が軍事目的に利用されれば、それは大量殺戮につながり、しかも被害者の多くが非戦闘員であることは近年の戦争をみれば明らかである。社会科学も自然科学同様軍事研究の対象になる。近年の戦争が敵の軍隊や軍事施設だけでなく、敵の文化や文明までも攻撃目標にしているからだ。そのために社会学者や人文科学者まで戦争に動員される。

(教育・研究環境の悪化の一方軍事研究費が増大)

大学に経営主義的な競争原理が公然と持ち込まれて以来、教員に渡される研究費は大幅に減少している。国立大学が独立行政法人に移行して以降、国から渡される運営交付金は毎年減少し、その結果研究費が減額され研究費飢餓の状態になっている。そのため、教員は学外の企業や国の研究費を取得するため、多くの時間とエネルギーを費やしている。そういう状況の中で、防衛省は「安全保障技術研究推進制度」を2015（平成27）年に創設し初年度3億円、2016（平成28）年6億円、2017（平成29）年110億円と急増させた。経費飢餓の研究者を前に露骨な財政誘導という他ない。

（軍事研究は科学・技術の進展を阻害する恐れ）

科学研究の成果、とりわけ国立大学などで得られた成果は広く国民に共有されるべきものであり、それが秘匿されることがあってはならない。いわゆる研究の自主、公開の原則である。軍事に関わる研究の場合、その性格から研究成果は委託主、「安全保障技術研究制度」による場合は防衛省に独占される可能性が大きい。研究成果が公表されなければ学術的な成果としては評価されようがない。これでは公的資金を投入された研究の成果が科学の進展に寄与しないことになる。

原告●●は、科学・技術は両刃の剣であり、すべての研究は意図の有無にかかわらず軍事研究に利用される可能性があり、研究当事者はそのことを自覚し、警戒しなければならないという強い信念を持っている。

軍事研究を拒否する姿勢は第二次大戦における真摯な反省から生まれたものであり、日本学術会議が二度（1950, 1967）にわたり表明と声明をだしている。原告●●は、新安保法制、その一環である「安全保障技術研究制度」が、自分と同じ信念を持つ多くの研究者に軍事研究拒否の姿勢を強めなければならない状況をもたらし、厳しい精神的負担を強いることを深く憂えている。

研究者は自己の研究テーマに全人生をかけ、時には家族に一定の犠牲を強いて、多大な時間と費用をかけて取り組んでいる。それが軍事目的に使われることは、自分の人生が破壊と殺戮のためのものとなり、自分の人生そのものを否定されるに等しい屈辱と言うほかない。

原告●●は、軍事研究を拒否することによって様々な不利益を被り、研究そのものの断念に追い込まれかねない研究者の心痛も、研究費獲得のために研究者の良心と魂を売り渡す立場におかれた研究者の心痛も、いずれも自分の痛みとして日々感じている。

そして、新安保法制は日本を戦争に巻き込む可能性が大きく、世界の動きなどからそれが現実化しつつあることをひしひしと感じ、その廃止を強く願って本件提訴に至った。

(一三) 原告 ● ● ● ●

ア 生き立ちと父母の戦争体験

原告●●●●(以下「原告●●」という)は、戦後すぐの1948(昭和23)年に宮崎市で生まれた。もちろん戦争を直接は知らない。父と母は大正の生まれで戦争を体験した世代であるが、原告●●は、父母から戦争体験を聞いた記憶があまりなく、すでに2人とも他界して15年が経過する今日、父母からももう少し、父母自身の戦争の体験を聞いておけばよかったと後悔している。それでも、ほんの少しだけ聞いた話で印象に残っていることがふたつある。

原告●●の父母は結婚して東京で生活していたことがあり、5つ年上の姉は、東京の■■区で生まれた。1945年3月10日、丁度、父の32歳の誕生日のその日に、東京大空襲があった。幼子を抱えた父は、それを契機に郷里宮崎に戻ってきたのであり、東京大空襲が父母の生活の場を変えたのであった。若くして東京での生活に夢を持っていたであろう父に迷いもなくその生活を捨

てさせた東京大空襲がすさまじいものであったことは様々な記録で明らかであり、亡父母が戦争体験を語りたがらなかったのは逆にそのトラウマが大きかった故ではないかと考えられる。

また、身体が弱かったため兵隊に駆り出されずにいた父も、戦争末期には兵器製造に関連する業務に徴用され、1945（昭和20）年8月9日には、北九州の小倉にいた。3日前の8月6日、人類初の原爆が広島に投下され、小倉は、長崎や新潟などとともに、次の投下先として目標とされていた街であった。そして、8月9日に実際に小倉に2番目の原爆が投下される場所であった。しかし、そのとき小倉上空は雨模様で雲が多く米軍は小倉への投下を断念、急遽、長崎に変更され原爆が落とされた。この日、小倉に原爆が投下されていれば、原告●●は、この世に生を受けることはなかったかもしれない。

イ 街で目撃した戦争の傷跡

原告●●が聞かされた戦争時の話は多くはないが、父は医者であった長兄を戦争で亡くし、また、母も朝鮮半島で教員をしていた兄を戦争で亡くしていた。そのような父母は、平和の尊さを、折に触れ、子どもの原告●●にも伝えていた。

原告●●が小学校に上がる前、街中に出ると、いわゆる傷痍軍人が軍服を着て路傍での無心をしている姿に出会った。子どもの目にもその光景は鮮烈であった。母親は見てはいけないというように、原告●●の手を引いてさっさと歩き、そのような場面を長くは見せないようにしていた。目が潰れていたり、片腕や両腕がなかったり、両足がなかったりした人々であつたら、子どもに与える衝撃が大きすぎるという考えだったのかもしれない。思えば、それが原告●●の戦争体験であり、幼心にも衝撃的なものであった。

ウ 出会った教師達の平和への願い

小学校や中学校での先生方は、大正生まれや昭和一桁生まれの方がほとんどで自ら戦争を体験し、平和の尊さを実感していたと思われる。原告●●ら学生に様々な機会を捉え平和がいかに大切かというような話をしていた。当時の先生方は、一方で、生徒達の学習権に対応する教員の教育の自由や思想良心の自由を脅かす勤務評定反対闘争に取り組み、権利のための闘いが必要であることを、身をもって示し、教育のために真摯に闘う教員の姿を子どもたちに見せていた。

1960（昭和35）年、日米安保条約改定反対闘争のとき国会周辺での連日の大きなデモ、ハガチー事件、東大生樺美智子さんの死亡など連日報道される様子は当時小学校6年生の原告●●の記憶に鮮明に残っている。初めて、世界というものが分かり、その諸外国と日本がどうつきあうのか、どうすればよいのかを、子どもながらに考え始めた時期であった。

エ 高校時代の反戦運動と平和の大切さの実感

原告●●が初めて実感した戦争はベトナム戦争であった。そのころ原告●●は、高校生になっていた。そして、小田実氏らの「ベトナムに平和を市民連合」という組織が出来て、アメリカの著名な新聞「ワシントンポスト」に平和の象徴である鳩をあしらった意見広告を載せようという募金運動をしていることを知った。原告●●は、この考えに共鳴し、生徒会長として全校生徒にこれを呼び掛けた。当時の原告●●には、これが政治運動にあたるなどという認識はなかったが、後に、原告●●の行為が職員会議で大問題になったということを知った。

いずれにしても、原告●●は、子どものころから、平和の尊さ、平和のうちに生きることの大事さを、親からも教員からも教えられ、また、みずからのベトナム戦争に対する認識やささやかな運動によっても実感してきた。

オ 弁護士として，刑事弁護人として

原告●●は1977（昭和57）年に弁護士になり，多くの刑事事件の弁護に力を注いできた。刑事弁護人の役割は，「被疑者・被告人の援助者」であり，刑事司法手続の中で，国家と対峙せざるを得ない被疑者・被告人の権利や利益を擁護し，その言い分を徹底して展開することにある。最善の弁護活動を行い，権力からの批判に抗して国家に異議を申立て，刑事訴追手続の過程における国家による人権侵害をチェックし，国家の恣意的な身体拘束や不公平・不均衡な量刑を防止し，そして間違っても冤罪が起きないように努めることにある。それらの被疑者・被告人に対する誠実な弁護活動が，罪を犯した人の真の更生を図る結果にもなり，そして，弁護人の役割を自覚した弁護活動の存在が，市民生活の安全を守るという社会全体の利益にも繋がることを原告●●は確信している。

そして，弁護人が国家への対抗の「よすが」とするのは，まさに，憲法であり訴訟法であり，立憲主義にほかならない。この立憲主義の考えこそが，弁護人を弁護人として成り立たせる。いうまでもなく，憲法は国家の基本的枠組みを定める一方で国家を縛る規範であり，また，訴訟法は国家の権限を規定すると同時にその手続によらなければ訴追できないという国家を縛る規定である。これらに依拠して，何人にも認められた基本的人権を国家に守らせていくことに弁護人の存在意義がある。

刑事裁判で訴追された者の多くは，少数者，異端者といえる。しかし，異端の援助に徹することを通じて，弁護人は，民主的な国家の要請でもある「公正な裁判」を実現する役割を担っている。民主主義の理念が，「開かれた社会」，「多元主義」，「寛容」にあることを考えれば，異端を弁護する人の存在とその活動を容認する社会・国家こそ，真の民主的な社会・国家である。弁護人は，その活動が民主社会の実現に繋がると確信して，被疑者・被告人の援助者に徹

する。原告●●は、刑事弁護人の存在は、まさに立憲主義の発想であり、また、真の民主主義の重要な要素であって、刑事弁護人は民主主義の担い手であると考え、誇りを持ってその活動を担ってきた。

カ 新安保法制による弁護士としての苦しみ

しかし、2015（平成27）年、安倍政権によって立憲主義をまったく蔑ろにした新安保法制法が制定された。そしてそれが施行され、既に自衛隊が駆けつけ警護も担うという役割の下で、南スーダンへ派遣された。南スーダンへの自衛隊派遣は昨今打ち切りが決定されたが、新安保法制法がある限り、今後ともそのような危険が続くことは言うまでもない。このような今日の情勢は、原告●●が子どものころから何よりも大切な価値として尊んできた平和、そして、誰もが持つ平和のうちに生存する権利を、著しく危ういものとしている。立憲主義に通じる弁護人の役割に関する考え、弁護人の活動からも、およそ容認しがたい事態となっている。まさに、わが国における「法治」が揺らいでいる。原告●●は、徹底した恒久平和主義と個人の尊厳、人権保障、国民主権を中核とする日本国憲法の下、社会正義の実現と人権擁護という弁護士の役割を自らの価値観と一体化し人生そのものと捉え、誇りを持って邁進してきた。そのような原告●●にとって、このようなことを甘受することは法律家としての「社会的死」を意味する。

原告●●は、訴訟代理人としてだけでなく、原告のひとりとして訴訟の当事者になった。1人の人間として、また、弁護人、法律家として、今日の安倍政権が作り出した憲法状況を、絶対に容認することができないという強い怒り、痛み、焦りが原告●●を日々苛んでいる。

(一四) 原告 ● ● ●

ア 生い立ちなど

原告●●●（以下「原告●」という）は、昭和17年9月、■■市で生まれ、7才まで同市で、小学校2年生から中学校卒業まで■■村で生活し、その後神戸の製糸工場で働いた。19歳の時、■■村に帰って役場に勤め、32歳で結婚、2人目の子どもを出産した時、乳児保育園がなく退職した。娘らが長じてから、レストランなどに勤め、50才から縫製の仕事が中国に移されるまで、縫製工場で働いた。65歳の時、乳がんを患い、辛い3年間の化学治療を終え、自分の死を直視する体験から、現在、がんサバイバーに対するピアサポート、認知症の方々の過去の記憶を書き残すボランティアをしている。

イ 幼い子をおそった戦争の傷跡：2度と戦争をしてはならない

原告●は両親の初めての子であり、物資も十分あって大事にされていたが、昭和20年に入って事態が一変した。

■■市には軍港■■，■■■■に航空基地があり、米軍の度々の空襲を受けた。木材会社の番頭をしていた父は地域では警防団の団長をしていて、非常時の警護にあたっていた。空襲があった日、父が■■港周辺を見回っていたとき、母子が倒れているのを発見し、子どもを抱き起こしたとき、顔の前面がつぶれ、もぎ取られていた。原告と同じ2才くらいの女の子であり、母親は父の顔見知りの朝鮮人ですでに死亡していたという。（「おまえと同じ年の頃であった」とその後何度も父が口にしていた。）

昭和20年、父にも召集令状がきた。出兵する前に、父は原告●を30km離れた叔母の家に預けた。母1人では昭和19年に生まれた弟と原告の2人を連れていくことは危険で無理だとの考えであった。農家も米を供出させられず米しか食べられないひもじさがあった。

終戦となり、父は復員してきたが、軍の統制品である材木を扱っていた会

社は閉鎖されており、失業が長く続いた。母の実家から芋や野菜をもらって飢えをしのぐ生活だった。原告●の弟を海で亡くしたのを機に、父は、故郷の山村に帰ることにし、小学校1年生の原告●を母の実家に預けた。父母は、■■村の80数戸の集落の公民館の電話番をしながらここに住み、軒に店を付け足して雑貨屋を営んだ。原告●は小学校2年生になって、ようやく父母と同居できたが、貧しい暮らしであった。

この頃、現金収入のない村の子たちの中には図工用の画用紙一枚買えない子や弁当がなくて昼休みにそっと外に出る子もいた。原告●は、田畑のある子からは原告●が公民館に住んでいることでいじめを受けた。

このように、戦中戦後、父母と2度にわたり引き裂かれ、貧乏な生活の中で、原告●は泣いたり笑ったりしない子（「会釈のない子」といわれ続けた）になっていた。中学校卒業後集団就職の列車で発つとき、他の子たちが泣き、また見送りにきてくれた原告●の母は涙ぐんでいるのに原告●は何で泣いているのか解らなかった。原告●は、そのようないわば感情・情緒障害や他人と距離を置く習慣がついたのも、あの戦争によってもたらされたと考えている。それは、原告●の人生にぽっかり空いた穴のようでもあったが、そのことに気付くまでに長い期間を必要とした。

ウ 屈託のない孫の未来を思って

原告●は、65歳の時乳がんを患った。孫たちの成長を見たい一心で辛い治療を続けた。2011年3月11日東日本大震災、福島原発事故が起きた。津波で幼い子どもたちが大勢死に、子どもたちが放射能被爆で甲状腺がんが心配された。原告●は、広島・長崎の原爆を思った。「がんで自分1人が死ぬのはちがう。戦争は、無差別に誰をも殺す。」と今更ながら深く深く考えた。3番目の孫が2才になった頃「戦争法」としか呼びよのない新安保法制法案が国会に提出されると聞いた。原告●は、この孫たちが犠牲になるかもしれない

法案の出現を見て、孫を守るために行動しなければ何のために生きているかわからないと法案反対の強い決意を持った。

原告●のこの孫は、屈託がなく、泣き、笑い、感情表現豊かに、やんちゃをし、わがままいっぱいを繰り広げる。原告●は、「これを豊かにまっすぐに伸ばしてやりたい。自分のような抑制的、会釈のない、無感動の子にしてしまう状況・戦争だけは絶対にこの孫に寄せ付けてはいけない。」と強く思う。

エ 新安保法制により、とてつもない不安と、耐え難い苦痛を受けている

この70年間、朝鮮戦争、ベトナム戦争や世界の争いごとが報道されてきたが、原告●は、心のどこかに「日本には戦争はしないとっている憲法がある。」「日本は自ら攻撃はしないのだからどこの国もいきなり日本にずかずかと攻めてくることはないだろう」との思いがあり、長年、日本は戦争しない国だと信じ、安心していた。

2015（平成27）年、強行採決された新安保法制法によってこれが覆され、「戦争する国になる、殺し殺されることになる。子どもも殺され、ひもじい思いをする。」と不安に震えた。孫達の暗澹たる行く末を考えると、苦痛の極みである。

そして、原告●は、あの東日本大震災や熊本地震そのほかの災害地で、大きな活躍をして原告たち国民を助けてくれた自衛隊員を、海外で死なせるようなことは絶対にしたくない。

原告●の父方の戦死した従兄は、家族は中国に派兵されていると思っていたところ、後日、沖縄に転属中に魚雷を受けて戦死したとの公報を受けた。戦争は人の命を粗末にする。二度とそのような戦争をしてはならない。そう原告●は思う。しかし、その原告●の願いは踏みにじられている。

原告●は、認知症の人から記憶を聞き取る中で、1時間前の会話や昨日会った人を忘れる人も、1人残らず戦争のことは忘れていないことを発見している。

認知症になった原告の継母から、聞き書きしたことをその弟妹に確認したところ、「16歳の女学生の時、2歳の妹を負い、小学校入学前の妹、3年生、5年生の弟妹と、半身麻痺が起きていた母を連れて東京から宮崎県まで親戚を頼って列車で疎開した。途中の駅で機銃掃射をうけた。」という継母の「記憶」に間違いはなかった。少しずつ記憶が途切れたり、消えていく病気になっても戦争の時のことは脳裏に刻み込まれた決して忘れられない酷い体験なのだと改めて感じる。自分が「会釈のない子」になったのも何かの自己防衛本能だろうかと思う。戦争の体験は一生その人を苦しめる。戦争ができる国となれば、当然攻撃の標的になる。毎日が不安で、平和に生きているとは到底言えない状態が続く。決して戦争はあってはならない。原告●は今自分が人格形成の根っこのところで経験した大きな苦しみ、戦争を原因とする大きな苦しみをえぐられる想いをしている。耐えがたい苦痛である。

(一五) 原告 ● ● ● ●

ア 生き立ちや経歴など

原告●●●●(以下「原告●●」という)は、昭和44年生まれで、■■で生まれ育ち、結婚後は宮城県仙台市・■■市に住み、東日本大震災後に母子で宮崎市に移住、夫も3年前から宮崎に移住している。原告●●は、「○○○○」の筆名で歌人として活動しており、カトリックの洗礼を受けたキリスト教信者である。原告●●は、日々、母親として、歌人として、そしてキリスト教信者として、新安保法制法について、憤りと絶望感を感じ、人格権や平和的生存権が侵害されていると感じている。

イ 母親として

原告●●は、子供の頃から読書が好きで、特に史実や記録に基づいた作品を

読み、人間についてまた社会について多くのことを知りたいと願いながら本を読んでいた。読書体験の中で、『アンネの日記』（アンネ・フランク 1975 文藝春秋）、『ひめゆりの少女たち』（那須田稔 1977 偕成社）、『ガラスのうさぎ』（高木敏子 1977 金の星社）など、自分と同じ年頃の少女が戦争に巻き込まれて命を絶たれたり、家族を失ったりするということがめずらしくなかった時代がほんの数十年前にあったということを知り、衝撃を受けた。今の時代を生きる自分自身にも、同じようなことが起こるのだろうかという不安に押しつぶされそうになった時、中学校の社会科の時間に日本国憲法を習い、「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」など、先の戦争に対する真摯な反省に基づき、平和主義を強く訴える文言に、深い感銘を受けた。同時に、戦争によって自分と家族の命や健康が害されることはないのだという安心感に満たされ、平和憲法のある日本に生まれたことを誇らしく感じていた。

原告●●は、現在8歳の息子(以下「甲」とする)がおり、甲も読書が大好きである。先日、甲は「学校で『まちんと』っていう絵本を読み、すごくこわかった」と言った。『まちんと』（松谷みよ子 1983 偕成社）は広島原爆で傷を負った女の子が、「まちんと（もうちょっと）」と言って母親にトマトをねだりながら死んでいく物語であるが、甲もかつての原告●●と同じように、自分と同じ小さい子どもが戦争で命を奪われるということに大きなショックを受けたのである。そして、甲自身にも同じことが起こるのではないかという不安におそわれたのである。しかし現在、原告●●は、母親として「これは72年前の話だよ、こんな悲しいことが起こらないように、日本は絶対に戦争しない国になったんだよ」と断言して甲を安心させることが出来ない。新安保法制法案の採決が強行され、施行されたことにより、「戦争放棄」という憲法の理念が言葉だけのものになったと感じているからだ。

甲は小学校2年生であるが、夫の影響もあって、日々のニュースに関心を持

っており、社会のことを大人以上に敏感に受けとめているように見受けられる。「(南スーダンに派遣される自衛隊員の映像を見ながら) あの人たちは戦争をしにいくの?」「武器は人を殺すものでしょ」「僕もいつか戦争に巻き込まれて死ぬのかな」など、甲が今の時代の空気を感じ取り、疑問や不安を口にするたびに、原告●●は、母親として何と答えたらよいかわからず、涙ぐんでしまうことが多々ある。戦争で死んでいった小さい子どもたちに、自分の息子である甲が重なってしまい、戦争を描いた絵本を読むことができなくなった。また、強行採決の様子を映像で見た甲は、「この人たちけんかしてるの?」と驚いていた。選挙で選ばれ、国民の代表である国会議員の怒号や野次が飛ぶ中、混乱して言葉も聞き取れないような状況で、国の重要な法律が決められたのだということを、原告●●は、母親として子どもにどう説明すればよいのかわからなくなった。

原告●●は、新安保法制法案が審議されていた頃からずっと、深い絶望感の中で苦しんでいる。甲自身が感じている不安や疑問はそのまま、母親である原告●●自身の不安や疑問でもある。原告●●は、強行採決後は特に、子どもに確信を持って平和を語ることができず、日本の政治や政治家についても良きものとして説明することができなくなり、無力感から考え込んだり涙ぐんだりすることがある。母親として安心して子育てをしているとは言えず、日々、子育ての喜びが損なわれていると感じ、到底平和のうちに生きている実感が持てず苦しんでいる。

ウ 歌人として

原告●●は、短歌という文学に携わり、言葉で表現することについて日々考えている者として、憲法の条文は変わっていないのに、解釈を変えて集団的自衛権の行使を認め、自衛隊の活動範囲や武器使用の基準が拡大されたということに納得できない。言葉がないがしろにされ、言葉が勝手に使われている状況

に、表現者として強い怒りを覚えている。

原告●●は、2015（平成27）年7月30日、参議院特別委員会の集中審議において、安倍晋三首相が「(集団的自衛権の行使を容認しても、他国の)戦争に巻き込まれることは絶対にないと断言したい」と述べたことを聞いたが、「絶対に」と言いつつ、「断言する」ではなく「断言したい」と言っているところに、確実性のないものを感じた。なぜなら、「～たい」は、あくまでも希望や願望を表す表現で、そもそも、将来の国際情勢において、「絶対に」という確定はできないからである。「戦争に巻き込まれることは絶対にないと断言したい」と言われても、原告●●は、それを確かなものとして信じる事が出来ない。

原告●●は、言葉遊びや文学におけるレトリックではなく、国会議員の発言としてこのような言葉遣いが通用するという事に驚き、強い嫌悪感を覚えている。2015（平成27）年6月に朝日新聞社が行ったアンケートに回答した憲法学者122人のうち、新安保法制法が違憲であると回答した人が104名、合憲であると回答した人は2名であり、また、集団的自衛権の行使を可能にする安倍内閣の閣議決定については、妥当でないとする人が116名、妥当であるとする人は0名である。専門家がはっきりと異議をとなえている問題について、政府は、国民に対して誠実に説明して理解を求めることをせず、言葉の上でなんとかつじつまを合わせて新安保法制法案を無理やり押し通そうとしているとしか思えず、原告●●は、現政権に対する不信感がつのるばかりであった。

さらに、原告●●は、自民党の高村副総裁が同年9月6日に青森市内で講演した中で「安全保障というのは、国民のために必要だということで、(国民の理解が)十分得られてなくてもやらなければいけない時がある」と発言したことには強い恐怖と不安を感じた。国会議員が国民にきちんと説明して審議を尽くす努力を放棄するならば、言葉の意味や価値はないと言っていることにほか

ならないからだ。原告●●は、言葉が力を持たない状況の中、数の力で強行採決していくということが繰り返されていることから、ますます国会議員の言葉が信頼できなくなり、深い失望に陥った。本当に「国民のため」ということであるならば、なぜわかりやすくはっきりとした言葉で説明しないのか、原告●●は、強く不信感を抱いている。わかりづらい不明瞭な表現を故意に使う、穏便に表面をとりつくろい、国民の目を欺いていると思われても仕方のない状況を政府は作り出していると、原告●●は感じている。

2016（平成28）年に刊行され、第21回若山牧水賞を受賞して高い評価を得ている吉川宏志氏の歌集『鳥の見しもの』には次のような短歌がある。

皐月闇のなかで振られてゆくルビの交戦権は、これを認めない

「交戦権は、これを認めない」は憲法9条第2項にある言葉であるが、無理やりルビをふって全く違った内容に変えてしまうような暴力的な言葉遣いの強引さ、その強引さによって新安保法制法が可決されて成立したということは、表現者として許しがたいことである。

言葉が言葉としての意味をなさないのであれば、それはもはや日本語の崩壊だというしかない。このように「はじめに結論ありき」で、緻密な議論がなされず、専門家の意見もないがしろにされ、つじつまを合わせるための一方的な説明ばかりが認められて強行採決に至ったということは、これ以外の意見に耳を貸さず、認めないということである。このような空気が当たり前になった時、原告●●をはじめ、一人ひとりが自由にものを考えて発言するという、憲法21条で保障されている「表現の自由」が奪われることにも繋がっていくことに強い危機感を覚えている。原告●●は、言葉をもって表現することを自分の中心に置いているものとして、このような現状に不安と恐怖を感じた。そして、このような状況は、歌人である原告●●に、大きな悲しみと苦痛をもたらした。原告●●は、歌人として虚しい気持ちにさせられるし、日本語の将来についても希望が持てず、歌人として非常に苦しい立場に追い込まれ、自分の人格自体

が否定されたと感じている。

エ 日本人として，東日本大震災被災者として

東日本大震災が起こった2011（平成23）年3月11日，原告●●は宮城県仙台市に住んでおり，震度6弱の揺れを体験した。たまたま自宅にいて怪我等はなかったが，電気・水道・ガスなどのライフラインはすぐに止まり，当時2歳だった甲と布団をかぶって寒さをしのいでいた時の「これからどうなるんだろう」という不安な気持ちを忘れることができない。一週間近く手を洗うことも入浴もできず，ウエットティッシュなどで汚れを落とすのみだった。お湯を沸かすこともできなかつたので，家にあった乾パンや菓子類，缶詰などを食べていたが，甲を抱いてスーパーへ行っても長蛇の列ができていて，とても買物ができる状況ではなかつた。「このまま食料を手に入れることができなかつたら甲に何を食べさせればいいのか」と心配になり，お金はあっても食べ物を手に入れることができないという状況を，生まれて初めて経験した。電話もメールもできず，携帯電話の充電もできなかつたので，寒さの中で公衆電話の長い行列に並び，■■の両親にやっと電話をかけたような状態だった。

なかなか震災の状況や全体像がわからない中，ラジオのニュースで「3月11日，仙台市■■区にある■■地区で，200人から300人にのぼる遺体が発見された」というニュースを聞いて驚いた。「仙台市■■区」は原告●●が当時住んでいた行政区で，「■■地区」には「△△△△△△広場」があり，甲を連れて何度か遊びに行ったこともある身近な場所だったからである。自宅が内陸部にあったため，原告●●自身や家族は津波の被害には遭遇しなかつたが，わずか7kmほど離れた場所でたくさんの命が奪われたこと，犠牲者の数を「200人から300人」という概数でしか表すことのできない非常事態であるということに愕然とした。

その後，東京電力福島第一原子力発電所の事故のニュースが少しずつ流れ

てきて、放射性物質による子どもの健康被害は取り返しがつかないことを懸念し、夫と話し合った上で、3月19日に新潟行き的高速バスに乗り、原告●●と甲は夫を自宅に残したまま仙台市を離れた。空港や駅は大きな被害を受けてほとんどの交通網が遮断されているという状況で、行き先はどこでもいい、とにかく事故があった原発からできるだけ離れたいという思いで空席を予約したのが、たまたま新潟行き的高速バスだった。

その後さまざまな経緯があって原告●●家族は宮崎で暮らすことになり、東日本大震災を機に生活が大きく変わったが、東日本大震災全体の甚大な被害を考えれば、原告●●家族はまだ恵まれていると感じている。それでも、カトリック教会のカナダ人司祭や大学時代に世話になった岩手県■■■村の友人、■■■市の友人の両親など、原告●●のよく知っている人が津波で亡くなったこと、非常に多くの命が失われたことを考えると、東日本大震災から6年を迎えた今でも、原告●●は涙が出る。非常に辛い気持ちになるので、原告●●は、普段は考えないようにしているが、3月11日が近づくたびに東日本大震災の話題が多くなり、憂鬱な気持ちになる。原告●●でさえこのような気持ちになるので、大切な家族や愛する人を失った人はどんなにつらいだろうと、原告●●は想像する。多くの命が一瞬のうちに失われたこの震災を体験した者として、原告●●は命の尊さを訴えずにはいられない。新安保法制法で集団的自衛権が認められ、自衛隊が武器を使用できる基準が拡大されたということは、ひとりひとりの人間の命が尊重されず、「国」や「軍」のために犠牲となる人が出てくる可能性が高まったことになり、原告●●の思いが踏みにじられたと感じている。

原告●●は、今もなお震災の影響から苦しんでいる人たちがたくさんおり、震災後の困難にある人たちは、新安保法制法をどのように思うのかと、考えている。原発事故の影響もさまざまに懸念される中、原発事故で避難した生徒がいじめにあうなど、被災者が顧みられ大切にされているとはいえない現状であ

る。原告●●は、このような中で、自衛隊が国内ではなく海外での活動範囲を広げていくというニュースを見て、それを平和に繋がる良いことと受けとめることができず、強い違和感を覚えている。

また、さらなる自然災害の可能性がある中で、強行採決をしてまで新安保法制を成立させることが本当に必要だったのか、原告●●は疑問に感じている。

原告●●は、東日本大震災後を生きているが、この原告●●自身の非常時の体験から、大きな災害はもちろんのこと、市民が理不尽に戦争に巻き込まれてきた歴史までも考えずにはいられなくなった。東日本大震災後、多くの市民が反対する中で特定秘密保護法と新安保法制法が施行され、さらにテロ等準備罪が国会に提出された今の日本の状況をみると、東日本大震災後の社会が、ひとりひとりが安心して暮らす方向へ向かっているとは到底思えず、国民の不安が増すばかりであると原告●●は考えている。

自衛隊が武器を持ち、他国の軍隊に協力できるようになったことで、日本国内でも生活の場がそのまま爆撃や殺戮の現場となる可能性が生じたことを懸念している。日本は、東京大空襲での無差別爆撃や、市民を巻き込んだ沖縄本島での地上戦、さらには人類史上初なおかつ世界で唯一核兵器が実戦使用された事例として広島・長崎への原子爆弾投下など、非常に多くの市民が戦争の犠牲になった。過去多くの市民が犠牲となったこれらの体験から、自分自身を含め、日本人は戦争の悲惨さと平和の尊さを世界に訴えていく特別な義務があるのではないかと、原告●●は感じている。さらに、被害だけではなく、南京大虐殺や強制連行、慰安婦制度による性暴力など、加害の面を考えても、犠牲を被るのは普通の暮らしをしている市民であることは明らかである。他国の軍隊に協力したり、武器を携行して活動したりすることが、市民の日常を守り、平和な暮らしを維持することに繋がるとは到底考えられず、将来のことを考えると憂鬱になって、原告●●は平和のうちに生きる希望が打ち砕かれ踏みにじられていることをつねに感じずにはいられない。

オ 人間として、キリスト教信者として

原告●●は、カトリック信者として、イエス・キリストの「互いに愛し合いなさい」（「ヨハネによる福音書」13章34節）という教えに従い、平和のうちに生きたいと心から願っている。新安保法制法が国の法律として成立し、自衛隊が武器を持って海外に派遣されることは、どのように考えても「互いに愛し合いなさい」という教えに反するものだと受けとめている。

日本のカトリック教会は、戦後70年にあたり司教団メッセージを発表しているが、その中で「教会は人間のいのちと尊厳に関する問題に沈黙できない」と述べている。カトリック教会は特定の政治的立場に立つものではないが、新安保法制法の成立と施行は、人間の命と尊厳に関わる問題であり、原告●●は、信者としての良心から見過ごすことはできない。

すべての人々が互いに愛し合い、お互いを尊重し、調和を保つことによって築かれるのが、真の平和であるというのが、原告●●をはじめ、カトリック信者の考え方である。したがって、自衛隊が海外で活動するという点について、「海の向こうの活動であり、自分には関係ないこと」として見過ごすことはできない。

また、教皇フランシスコは、2017（平成29）年1月1日に「非暴力、平和を実現するための政治体制」というタイトルのメッセージを出している。その中で、福音者パウロ六世の言葉として、「(野心に満ちた国家主義の緊張でもなく、暴力による征服でもなく、間違った市民社会をもたらす抑圧でもなく)、平和こそ人類の発展のために必要な唯一の」道であるという断言、そして「次に、国際間の紛争は、人間の思慮ある方法では解決できないと信じ込む危険です。つまり人間の権利や、正義や、公平に根ざした試みでは解決できず、殺人的な力だけでしか解決できないと信じ込む危険です」という警告が引用されている。これは50年前の言葉であるが、「日本国民の命と平和な暮らしを守る

ため」「国際社会の平和と安定への貢献を可能にするため」という名分で新安保法制法が成立し、それを受けて自衛隊が南スーダンに派遣されているまさに今こそ、原告●●をはじめ、国民は、この言葉に耳を傾けるべきではないかと身にしみて感じている。

原告●●は、カトリック信者として、またひとりの人間として、非暴力とそのもとに行われる平和を実現するために生きたいと強く願っている。他国が攻撃された時に一緒に反撃することができるという集団的自衛権を認め、自衛隊の武器使用や活動範囲を拡大する新安保法制法が成立したことにより、非暴力による平和の実現が大きく妨げられていることは、原告●●にとって耐え難い苦痛であり、自身の人格が日々痛めつけられ傷つけられていると感じている。新安保法制法がある限り、武力による攻撃が認められ、非暴力による平和は実現しないということ、日本における非常に悲しい現実として受けとめている。

原告●●は、すべての人が、平和のうちに幸せに生きることができる世界が実現することを、心から願っている。

第6 原告らの損害

原告らは、新安保法制法の制定に係る内閣による26・7閣議決定、27・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会による同法案の可決という、憲法に反する違法行為により、第5に記載のような精神的苦痛を受け、これを慰謝するには少なくとも金10万円を要する損害を被った。

第7 公務員の故意・過失及び因果関係

1 公務員の故意・過失

従前の集団的自衛権の行使等が憲法に反するという確定的憲法解釈や圧倒的多数の新安保法制法案は違憲であるとの指摘等を見捨て、憲法改正手続をとることなく行われた新安保法制法の制定の経緯に鑑みれば、これに係

る内閣（その構成員である各国务大臣）による26・7閣議決定、27・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会（その構成員である国会議員）による同法案の可決等をするに当たっては、上記国务大臣及び国会議員は、新安保法制法が違憲であり、これを制定したときは原告らの権利を侵害することを知り、これを容認していたか（故意）、少なくともこれを容易に知り、又は、知り得べきであり、侵害を回避することが可能であったのにこれを怠った過失がある。

2 加害行為と損害との因果関係

1 記載の公務員の加害行為と第5記載の原告らの損害との間に因果関係があることは明らかである。

第8 結論

よって、原告らは、被告国に対して、国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求として、それぞれ金10万円の損害金とそれに対する加害行為のうち最も遅い国会の議決の日である平成27年9月19日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

以上

証 拠 方 法

追って提出する。

添 付 書 面

訴訟委任状 225 通